

平成28年第一回八丈町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成28年3月23日（水曜日）午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 散会時刻の決定
- 第 3 議案第15号 平成28年度八丈町一般会計予算
- 第 4 議案第16号 平成28年度八丈町介護保険特別会計予算
- 第 5 議案第17号 平成28年度八丈町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第18号 平成28年度八丈町国民健康保険特別会計予算
- 第 7 議案第19号 平成28年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計予算
- 第 8 議案第20号 平成28年度八丈町水道事業会計予算
- 第 9 議案第21号 平成28年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算
- 第10 議案第22号 平成28年度八丈町病院事業会計予算
- 第11 議案第23号 八丈町行政不服審査会条例
- 第12 議案第24号 八丈町行政手続条例等の一部を改正する条例
- 第13 議案第25号 八丈町町税条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第26号 八丈町手数料条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第27号 八丈町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第28号 八丈町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第29号 八丈町多目的ホール（集会施設）設置条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第30号 八丈町温泉浴場条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第31号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第32号 八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第33号 八丈町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第34号 八丈町農業担い手育成研修センター設置条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第35号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第24 議案第36号 八重根漁港漁港区域内の公有水面埋立てについて

第25 承認第 3号 議員の派遣について（平成28年度東京都町村議会議員講演会）

第26 承認第 4号 議員の派遣について（平成28年度要望活動）

第27 承認第 5号 議員の派遣について（小笠原親善訪問）

第28 承認第 6号 議員の派遣について（平成28年度行政視察研修）

出席議員（13名）

1番	沖山恵子君	2番	浅沼憲春君
3番	小川一君	4番	山下巧君
5番	山本忠志君	6番	山下崇君
7番	菊池睦男君	8番	岩崎由美君
9番	奥山幸子君	10番	奥山博文君
12番	小澤一美君	13番	水野佳子君
14番	土屋博君		

欠席議員（1名）

11番 山口英治君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	持丸孝松君
公営企業 管理者	關村三男君	教育長	佐藤誠君
消防長	瀬筒穰君	総務課長	山越整君
企画財政 課長	佐々木眞理君	主幹 (企画財政課)	菊池正勝君
税務課長	奥山勉君	主幹 (税務課)	川上明和君
住民課長	佐藤真一君	福祉健康 課長	笹本重喜君
課長補佐 (福祉健康課)	高野秀男君	課長補佐 (福祉健康課)	田村久美君
建設課長	八洲進君	主幹 (建設課)	菊池良君
産業観光 課長	奥山拓君	主幹 (産業観光課)	笹本博仁君
企業課長	沖山昇君	病務院 事務長	和田一宏君

教育課長	福田 高峰 君	會計課長	浅沼 清 君
企 画 財 政 財 主 住 民 浄 化 係	沖 山 晃 君	住 民 課 医 療 年 金 係	土 方 七 重 君
建 設 課 管 財 係	浅 沼 洋 介 君	建 設 課 建 設 係	瀬 筒 国 治 君
産 業 課 観 光 係	松 代 純 君	産 業 課 観 光 係	大 川 和 彦 君
産 業 課 観 光 係	浅 沼 今 日 子 君	産 業 課 観 光 係	浅 沼 晶 君
産 業 課 観 光 係	菅 原 宏 幸 君	教 育 課 庶 務 係	菊 池 直 貴 君
教 育 課 生 涯 学 習 係	菊 池 泰 君	教 育 課 ス ポ ー ツ 学 習 係	関 村 優 子 君
企 業 課 経 理 係	大 澤 知 史 君	企 業 課 水 道 係	桜 庭 郁 也 君
病 院 管 理 係	四 谷 清 貴 君		

事務局職員出席者

事務局長	浅沼 房 徳 君	書 記	高 橋 太 志 君
書 記	葛 馬 仁 道 君	書 記	小 栗 光 太 郎 君

◎開議の宣告

○議長（土屋 博君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、平成28年第一回八丈町議会定例会 3 日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため、町長、副町長、企業管理者、教育長、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（土屋 博君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋 博君） 日程第1、会議録署名議員に、1番、2番議員を指名いたします。

◎散会時刻の決定

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第2、散会時刻の決定でございますが、会議終了次第散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第3、議案第15号 平成28年度八丈町一般会計予算の審議をいたします。

2日目からの継続といたしまして、一般会計予算書、歳出63ページ、農林水産業費から、77ページの商工費までの質疑をお受けいたします。

8番。

○8番（岩崎由美君） おはようございます。

きのう博文議員が視察のお話をされていたと思いますが、視察がどのくらいあるかという

のが、やっぱりひとつ行政が目標とするところだと思いますので、ぜひ皆さん頑張っていたきたいと思いますが、この予算書の75ページの上のほうの観光施設整備の看板のところちょっとお伺いしたいと思います。

今、防衛道路を補修していて、そこで建設課にロラン局に至るところに車のスペースを、駐車場を設けてほしいというところで、そういう要望を聞き入れていただいて、車をとめるスペースをつくっていただいたんですが、そこに駐車できるというような看板を設置できるのか、またはその看板を設置したところをマップ上に落として公開してもいいのか、ちょっと教えてください。

○議長（土屋 博君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（笹本博仁君） 看板につきましては、今はないということでございますので、設置をしていきたいと思っております。マップ上に落とすことも当然可能だと考えてございます。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） それで、自然公園法の中で難しいんじゃないかという話をちょっとさかれていたような話なんですけど、それは、じゃ、オーケーということですね。じゃ、ぜひそれは進めてください。

もう一つ、この間、唐滝の一つ橋のところは今、橋のかけかえで補修しているようなんですけれども、そのときに通常の道が通れないので迂回路になったようなんですね。その迂回路が余りにも大変な迂回路だったんですけれども、その迂回路を通らなきゃいけないことが観光協会にも伝わっていないようだったので、お客さんから観光協会に問い合わせがあって初めてそれがわかったというところなので、道が通れなくなってしまったようなときは、よく観光客が使うような道はどうやって情報提供されているんですか。

○議長（土屋 博君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（笹本博仁君） ただいまの観光協会のほうが知らなかったという話でございますが、連絡を密にとるようにはしてございます。そのようなことがあれば大変申しわけなかったというふうに考えてございます。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） その辺はやっぱり観光の島ということなので、何か変更とかあったら町内でも連絡を密にとって、観光協会と産観のほうで連絡を密にとっていただきたいと思えます。

最後に、この看板についてもう1点なんですが、これは各地いろんなところに看板設置されていることを今検討されていると思うんですが、多言語に対応することは可能ですか。多言語。要するに、日本語だけじゃなくて、ほかの言語ということです。

○議長（土屋 博君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（笹本博仁君） 多言語ということでございますが、これまで設置した看板につきましても、まず英語を記入していきたいなというふうに現在のところ考えてございます。

○議長（土屋 博君） ほかに。

7番。

○7番（菊池睦男君） きのう、搭乗率がどうなっているかということで、産観のほうでは52%というような話ですし、私どもは航空運賃特別委員会で経済企業、経企のほうから出された資料によりますと、これは26年度で49%というふうに把握しているんですよ。いずれのほうか、それなりの根拠のある数字だろうというふうに思うんだけど、経企とこちらのほうとで出す数字が異なっていたのでは、これはやっぱり問題だろうというふうに思うんですよ。やっぱり調整をして、こちらの経済企業の出している数字にのっとって私たちはやってきているんだけど、産業のほうは産業のほうで、やっぱり搭乗率が高いほうが自分たちの仕事の手前いいということで、その数字を採用しているのか。それはよろしくないと思うんですが、どっちか統一した数字をやっぱり使用してほしいと思うんだけど。

○議長（土屋 博君） 立法と行政が違えばまずいわけですから。

○7番（菊池睦男君） どうですか、そこ。

○議長（土屋 博君） きのうの答弁がもしあれだったら。いつからいつまでの間になのか、経済企業委員会の報告あるからね、向こうで。

産業観光課主幹。答えてください。

○産業観光課主幹（笹本博仁君） 私どもの数字は、八丈島空港のANAさんからいただいている数字を採用してございます。広報にもこの数字で周知をしているところでございます。ただ、数字のとり方がどうかという部分もあると思いますので、ちょっとその部分は調整といたしますか、確認をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○7番（菊池睦男君） 統一見解は出ないの、今。経企のほうはどう。

○議長（土屋 博君） 統一見解をするように。今はできないでしょう。だから今度、30日に航空運賃特別委員会のほうの報告に数字を載せているんでしょう。

○7番（菊池睦男君） 当然入っています。

○議長（土屋 博君） 載せているから、統一させるようにちゃんと見て。

きょうは本会議ではなかなか今すぐは出せませんので、30日までにするように。よろしいですか。30日までに統一見解を出しましょう。執行部にそういうことで要請しておきます。

7番。

○7番（菊池睦男君） これはやっぱり町内でも不統一なんだもの。町長はきのう46%ぐらいというようなお話だったんだけど、片や46、片や52、それではよろしくないですよ。

それで、きのう博文議員のほうから、町長のほうから搭乗率といいますか、要するに飛行機の運賃の問題を含めての話だろうと思うんだけど、そういう話がついぞ出なかったというようなことを言われたんですね。これは航空運賃特別委員会が今、調査活動をしておりまして、ようやく3月10日にこういう報告書を作成して、議長に提出しました。これについては、議会運営委員と航空運賃特別委員しかまだこの報告書は見えていないわけですので、最終日ですか、そこで報告書の提案もさせていただきたいというふうに思っております。

そこで、この中でも触れているんですが、その搭乗率をどうして増やすかという、きのうのお話に戻るんですけども、この中で私ども考えているわけなんですけれども、搭乗客を増やすための提言というのがこの報告書の中に織り込まれております。

詳しくは後刻報告すると言いたしまして、この中で7つのカテゴリーに分けて提言しているんですね。1つはスポーツ関係、それから2つ目は自然体験観光、それから情報発信、インバウンド、食材の自給、観光資源の発掘、担い手の育成という7つのカテゴリーに分けて提言をしております。これについては、私どもは航空路の改革の処方箋、それから悪天候を乗り切るチャートになり得るものであるというふうな自信を持ってご報告しているわけなんです。

そこで、この産業関係の部分でちょっと関連する部分があるので、ひもときたいんですけども、例えばきのうも学校給食の問題で、農産物の自給率をどういうふうにしてあげたらいいのかという質問が岩崎議員のほうからもあったんですけども、先ほどのカテゴリーの一つに、農業生産物、食材の自給をどういうふうにして進めたらいいのかというような話なんです。これについてなんですけれども、やはり島の今の農業が花卉園芸に主体を置いた農業になっていますね。

ある人が、ロベが八丈の農業をだめにしていてということをする人がいるんですけども、実は私もそのことに関してはひそかに賛成するものなんです。これは島の農業生産額が18

億ですか、そしてそのうちで、園芸農作物が15億だという話です。食料農産物は農協の市場が2,200万だというわけですね。いかに食料農産物の生産が島では少ないかということなんですね。

もともと八丈島の場合は、昭和30年代の中ごろまでは自給自足の生活をしていたわけですね。そのころから島の農業の近代化といいますか、現代化ということになりまして、花卉観葉植物が普及してくるわけですね。

そういうことがあって、八丈島で食料農産物をつくることに関しての現状がそういうような状況でないということもあるわけなんだけれども、そういうつくる条件が全くないわけではないだろうというふうに思うわけですよ。かつてはほとんどが自給自足で八丈島で生産していたわけですから。今はそれがスーパーから野菜を買うということになって、この消費額というのが大体幾らになるのか、これ計算したこともないんだけれども、数億から十数億にはなるんじゃないかというふうに思うんですね。

ということは、それだけで島で貨幣が循環しないで島外に流出しているということにもなるんです。したがって、花卉観葉も、もちろんこれは島の農業の中心としてやっていくべきではあるんだけれども、食料農産物をどうつくっていくかという、そういう視点も大事だろうというふうに思っているんですね。そういうような視点で物事を考えたことがあるのかどうなのか、ちょっと存じ上げませんが、実はそこからも八丈島の食材が非常に貧困であると。何が自給できるかといったら、ほとんど数えるほどしかないわけですよ。したがって、食材が貧困なところにおいておいしい食事が提供できるはずはないんですね。

そういうふうに関係してまいりますので、その食料農産物をどう自給するかという視点を、やっぱり離さず構築してほしいというふうに思っているんですよ。だから、それはきのうの学校給食の問題もそうだし、観光、逆にどういう食事を提供するかという問題でも関連してくるんですね。実はそのことも含めて搭乗客を増やすためのカテゴリーの一つに含めているんですね。

そういった点で、産観課長、食料農産物を増産しましょうということで今まで考えたことありますか。考えたら、それをどう実践していこうというふうに思っていますか。ちょっと考えを聞かせてください。

○議長（土屋 博君） 報告書はまだ執行部のほうは見えていないと思うんですが、今言ったように幅広い質問ですので、まず飛行機のほうから入りますかね。

（事務局長「質問は食料農産物をどう提供するかという話ですので、

それだけです」の声あり)

○議長（土屋 博君） じゃ、航空関係はちょっととめておいて。

○7番（菊池睦男君） そうですね、ここは農業の分野だから。

○議長（土屋 博君） 農産物と、あと給食関係を、じゃ。

産業観光課長、お願いします。

○産業観光課長（奥山 拓君） 今、睦男議員のおっしゃる食料農産物の普及ということなんですけれども、確かに八丈島の農業に関しましては花卉園芸、先ほど申し上げられましたフェニックスに関しては18億の半分、約9億と。今、全国の市場の中でも、以前は9割を占めていましたが、フェニックスのほうも今は9割、90%を割るような状況になってはきている状況です。といいながらも、やはり花卉園芸は今、中心に施設化を持ちながら品質を高めてやっているという状況です。

そういう中で、食料品ということで申し上げますと、農協のほうに公設市場組合というものがございまして、組合数が約160名で組織されている市場、組合なんですけれども、そこでやはり少量多品目の状態で今、食料品も扱っていると。その中には今注目されていますフルーツレモン、これも生産として何とか上げていこうという取り組みをしている状況です。

あと、最も有名なのはアシタバ。アシタバのほうに関しましては、生産額約1億から2億ということで、こちらは把握してございます。生葉と加工、粉ですね、を合わせて。そういうところも力を入れていこうということでやっけていまして、公設市場組合の総会が年1回ありますが、その中でも事業計画には、島内産で約1割を食料自給として目指していきましようという計画を立てながら、今取り組んでいる状況でございまして。そこで、給食等にもできるだけ島の物を出していこうということで今、啓蒙普及活動しているというのが状況でございまして。

○議長（土屋 博君） 給食はいいですか。

○7番（菊池睦男君） 給食ですか。給食は特別なんでしょう、言えることが。私の今の質問に対して。

○議長（土屋 博君） 基本的姿勢は。給食に対する、島の食材に対する。

教育課長。

○教育課長（福田高峰君） きのうも岩崎議員の質問でお答えしたんですが、やはり島の食材については島の給食のほうでなるだけ取り入れていこうということで、先ほど産観課長から公設市場組合という話がありましたけれども、そちらのほうからもデータをとって、それで

もって給食の献立のほうを考えていくようなことをやっていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） レモンとアシタバの2品目しか出せないところに、島の救いのない、おくらしている部分を感じるんだけれども、じゃ別の角度から提案というか質問したいんだけれども、例えばきのうの報告でも、農地が618ヘクタールあって、遊休農地が142ヘクタールあるというわけですね。

この遊休農地というのは、幾らそれを活用しようといってもなかなか劇的にこれが活用されるという状況はないだろうというふうに思っているんですよ。というのは、花卉観葉植物といっても、その中心はロベですよ。そのロベを遊休農地に植えるのかということ、なかなか難しい問題もあって、はかばかしく進まないだろうというふうに思うんです。ところが、やっぱりそういう遊休農地であるとか、それからまた膨大な未利用山林もあるんですよ。こういうものが八丈島の本当の数少ない資源の一つなんですよ。

この土地資源をどう利用した農業を打ち立てるかという問題なんだけれども、そのときに従来今まで力を入れていた花卉観葉だけでは、この膨大な山林とか遊休農地をうまく十分に使うということは恐らく無理だろうというふうに思うんですよ。私はこういうところにこそ、例えばアシタバであるとか、あるいはさっきレモンとアシタバのことしか言っていなかったんだけれども、だから歴史を見るべきなんですよ、過去を見るべきなんですよ。

かつては自給自足で、あらゆる農産物を自給していたんですよ。だから、その知恵をどうして今日に引き継げないのかということですね。だから、それはまた相当頭を使う問題ですよ。やっぱり採算が合うものしかつけれないということがありますから。だから、そういう中でそういう検討をしたことがあるんだろうかと僕は思っているわけなんですけれども、ですから、あとは担い手ですね、人材。なぜ花卉観葉、ロベに新規参入者が難しいかといえば、ロベをやるには一定規模、やっぱり何千本とか1万本とか、そういう規模を大規模にやらないと、これは採算が合いませんよ。そうすると、それだけの資金も必要だし、それから期間もかかります。

ところが、島にはやっぱり人材的には僕はあると思っているんですよ。退職した人であるとか、都会から来た人であるとか、島の自然に親しみながら何かやっていきたいという人はいるわけで、その人たちの一番手っ取り早く、趣味と実益を生かしたそういう農業を提案したらいいんじゃないかというふうに思っているんですね。だから、

余った農地はそういう人たちにこそ、やっぱり利用できるような形で進めていくということも大事じゃなかろうかというような観点があるわけね。だから、人材も、土地資源も、本当にこれはもったいない話。これを利活用しない限り、なかなか島を挙げての振興には結びつかないだろうというふうに思っているんです。

それでいて、きのう、推進委員と農業委員についての非常に批判的な議員さんが多いんですね。私は、それはちょっと一面的な見方ではなかろうかと実は思っているんです。私も10年ぐらい前は農業委員にもなっていましたが、今度、推進委員ができましたので推進委員に応募しているんですけども、やっぱり農地なり山林が未利用の状態であると。これについての相談なんかも結構受けますので、その利活用に向けてやってみたいなというようなこともあるので、だからその点はやっぱりいろいろな角度から考えていくべきじゃないかなというふうに思っているんですよ。

ちょっと質問にはならないんですけども、じゃ質問いたしますけれども、ふるさと村がありますね。

○議長（土屋 博君） ページ数は。

○7番（菊池睦男君） ページ数は、産業観光のほうか。

（「76」の声あり）

○7番（菊池睦男君） 76ページです。

委託料が151万3,000円なんだけれども、これ昨年よりも幾ら増えているんですか。ふるさと村清掃管理委託料ほか。150万。

○議長（土屋 博君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（笹本博仁君） 土日祝日の関係で若干の差はありますが、去年とほぼ同様でございます。

○7番（菊池睦男君） そうすると、何か通年的に利用ができるようにというお話は、説明はなかったでしたっけ。

○議長（土屋 博君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（笹本博仁君） きんのうの一般質問で回答しましたけれども、これから協議をして調整をしてまいりたいということでございます。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） じゃ、まだ予算化されてはいないわけね。つまり、実際にそういう方向で取り組むということではないわけね。そうですか。じゃ、それはわかりました。

それとあと、ヤギの調査がありましたね。これはどこだっけ。ノヤギの関係、これは69ページですか。ノヤギの捕獲、ノヤギの拡散防止2,300万ね。ノヤギの対策費で合計幾ら予算化されていますか。

- 議長（土屋 博君） その前に産業観光課長から、八丈町は今年度、農業基本構想を今からつくろうとしているわけです。そういう面で、あなたが発言したことについて、ちょっと一言まず先に。農業基本構想をオープンにするんでしょう、ことし。農業基本構想をことしつくるんでしょう。

（産業観光課長「はい」の声あり）

- 議長（土屋 博君） だから、それをつくりますので、そちらも参考にしますと言えればいいわけですから。山林とか、遊休地の問題とか、そういうもの。するんだらう。基本構想、今からやるんだらう。じゃ、今のノヤギの関係。

産業観光課長。

- 産業観光課長（奥山 拓君） ノヤギ対策事業にかかわる総事業費は2,552万7,000円ということになってございます。

- 議長（土屋 博君） 7番。

- 7番（菊池睦男君） これは全協のときでしたか、いつだか、今年度で終わり、来年度。つまり、その前に、順序があるので。じゃ、この2,500万のうち、その財源構成はどうなっていますか。これ100%、一財じゃないと思うだけけれども、都の交付金もあるんでしょう。

- 議長（土屋 博君） 産業観光課長。財源構成をちゃんと。

- 産業観光課長（奥山 拓君） 財源構成は、都の補助金が1,500万ということになってございます。

（菊池議員「一財は」の声あり）

- 産業観光課長（奥山 拓君） 一財が約1,000万ということでございます。

- 議長（土屋 博君） 7番。

- 7番（菊池睦男君） 都から補助があるといえ、1,000万、町は使っているわけですから、私はこれ、実態がなければ、終息へ向けてのやっぱりそういう取り組みをしなきゃいけないだろうというように思っているんです。これを来年も再来年もずっとこのままでやっていくのか、あるいはもうそろそろ見切りをつけて、今年度は予算化したんだけど、来年、再来年には着地点を見出して、もう使命は終わったということで例えばやっていくのか、そこをどういうふうに使っていますか。これ1,000万も一財から出ているということは大きなも

のだと思いますよ。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（奥山 拓君） このノヤギ対策事業に関しましては、平成29年度、あと28、29、2年間をかけて終了していくということで今進めています。その関係で平成28年度の予算に関しましては、この委託料において生息の状況調査、ふん等をやっていますが、この辺は一定の区切りをつけまして、28年度においては鋼製化と。今網を張っている状況なんですが、それを全部鉄のものに変えて封じ込めていくということで、最終的な終了をあと2カ年、29年度の年度末をもって一応終了したいということで今進めている状況です。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） この数年、捕獲された実績はあるんですか。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（奥山 拓君） 平成20年度には97頭をとったんですけれども、その後は2頭から3頭ということで、過去3年間においては0という状況になってございます。そこで、いろいろ生息を調査するためにやっぱりふんとか足跡、そういうものを、犬を使ってみたり、今はカメラセンサーといいまして、動きに対して対応するカメラにおいて調査をしておりますが、そのカメラにも映っていないということですので、ほぼ、撲滅とはいいませんけれども、あと2年間かけて終息宣言までにはいきたいということで今計画をしております。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 例えばふんとか食害をした痕跡などは、この数年、実際に現認されているんですか。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（奥山 拓君） それはもう現認されておられませんので、最終的に網を鉄網に変えまして、下のほうには降りてこないようにと、要は封じ込めていくようなことで終息宣言をしたいということで進めております。

○7番（菊池睦男君） 何か話が見えないと思うんですよね。

もうこの数年、そういう痕跡も何もないのに新たに封じ込めということで鉄の網を設置する。それに1,000万もかける。そういうような形で、この2年、3年、来ているわけでしょう。だから終息ということを前提に置いているなら、そこいらあたりをもうちょっと儉約するようなやり方ができないのかという質問なんですよ。

そこのところ従来、生存しているがごとの前提で進めている話でしょう。だから、そこ

いらあたりが実に何か、1,000万というお金をかけるだけのそれは仕事なんだろうというふうに思うんです。そこいらあたりが決断力のなさというのか、見通しがきかないというのか、財源を大事に使うとか、そういうようなことがちょっと見えないんだけど、これはもういいですよ、町長、どうですか。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（奥山 拓君） いや、0頭までの確認は絶対厳しいということですので、今後もうノヤギが発生しないように、そのようにして鉄網を張って、まず捕獲圧を強めると、下に出てこないようにして。また、あそこは牧場を利用してやっておりますので、牧場の関係でもそこを開放していかないとということもありますので、網を張りっ放しではいけないと。網を張りっ放しにしますと、今度は牛のほうに影響がありますので。そういうことで、鉄網に変えて、一定の終息宣言をするということで申請をしておる経過でございます。

○議長（土屋 博君） ほかに。

8番。

○8番（岩崎由美君） ページ数は76になりますね。フリージアまつりのところですか。ことし50回目で、ことしもきれいに咲いて、みんな喜んで、観光客の人も多いのではないかなと思っております。

かねてから思っているんですけども、やっぱり観光客の人が楽しいお祭りというのは、地元の人も楽しまなきゃいけない。観光客も地元も楽しまないと、やっぱり本当のお祭りじゃないんじゃないかなと思っておりますが、この問題はこれまでも結構議論されてきていると思うんですが、基本、町の人はお花の摘み取りが今できない状況です。それはやはりお花を取って勝手に送っちゃう人がいるとか、そういういろんな問題を背景にそういうことを行われているんだと思いますが、例えば小さなお子さんとか限定して、フリージアまつりが終わる最後のほうとか、そういうことにちょっと条件を絞って、やはり小さなお子さんは一緒に広い畑で摘んで思い出をつくってあげたりするというのは非常にいいことじゃないかなと思うんですけども、そのあたり摘み取りの、28年度のお祭りに向けてちょっと検討していただけたらと思うのが1点と、その中で、今、摘み取っちゃだめですよとやっぱり管理されている方がおっしゃると思うんですが、中には非常に厳しく言うてしまう。例えば観光客の人と一緒に島の人が掘って手伝ってあげているところに、島の人だめだよというような強い指導があると、やっぱりどうしても島の人そこから離れていっちゃうので、ぜひそういうことがないようにしていただきたいということで、こちらは要望なんですけど、最初

の子供さんのお花を摘むとか、そういうことを検討できないか、ちょっと教えてください。

○議長（土屋 博君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（笹本博仁君） 確かにいいご意見だというふうに思います。来年度に向けてまして、実行委員会にかけなくてはなりませんけれども、実行委員会と相談をさせていただきたいと思います。

○議長（土屋 博君） 商工費までの質疑を終結いたします。

続いて、77ページの土木費から、85ページ、消防費までの質疑をお受けいたします。

9番。

○9番（奥山幸子君） 79ページの道路新設改良費の部分なんですけれども、これがそれに該当するかどうか私わからないんですが、土地購入費というのはどこの土地を買ったのか、まずそれを教えてください。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（八洲 進君） 土地の購入費、これは主に防衛道路の土地の購入費でございます。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） では、それとは違う部分の質問なんですけど、宇喜多秀家の墓の反対側の道路が舗装されていない部分があって、その奥の部分を駐車場として町が買い上げましたよね。歩道を整備するのはいつになるんでしょうか。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（八洲 進君） これは経済企業委員会でもご説明申し上げましたが、28年度、来年度に歩道を設置いたします。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

消防費までの質疑を終結いたします。

続いて、85ページ、教育費から、102ページ、予備費までの質疑をお受けいたします。

5番。

○5番（山本忠志君） 91ページ、これは88ページにも関係するんですが、学校管理費の中の夜間勤務員業務委託料が例年に比べて少し削減されて、パーセンテージで2割ほど経費カットされているんですね。学校が減るわけじゃないし、これはどうしたのかなと思って、正勝主幹が、勤務形態が変わることによる減額だというような説明があったんですけども、果たして警備員の方の勤務がどのように変わるのか、またその根拠となる法改正か何かあったのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） この夜間業務の委託料につきましては、警備業法というのがあります。まして、夜間に警備業をする者については資格がなければならないということで、それでもって、委託の形態を夜間警備業務から夜間勤務というふうに名称を変えまして、時間を、これまでは夜中泊まっていたんですけれども、夜10時までの、主に業務としては体育館とか使用するんですが、それについての鍵のあけ締め等、あと入り口等のあけ閉めの業務ということに変えてございます。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） ということは、22時以降は小・中学校は無人になるわけですか。学校にはいろいろ、生徒の個人情報やら大事な書類もあるんですけれども、その辺の安全対策といたしますか、そういうことは何かお考えになっておられるでしょうか。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） そこで学校長とも協議しておりまして、職員室と、あと校長室とはきちんと鍵を締める。あるいは書類等はきちんと鍵のかかる書棚に置くというふうな形でやると。夜10時以降は無人になるんですが、鍵は職員用に、朝来るんですけれども、鍵ボックスというのを設けまして、朝来た職員が一応開けられるような体制はとりたいと考えております。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） すみません、何点か続けて質問させていただきます。

ずっと以前ですけれども、ある中学校で泥棒が入って、どうやって開けたのか金庫が開けられて盗難に遭ったということがあったんですよ。お金とか程度であればいいんですけれども、生徒の指導要録ですとか、流出してはならない個人情報もあるわけですので、そこはしっかりとした安全管理体制を整えていただきたいなというふうに思います。

別の質問なんですけれども、これは93ページになりますが、教育振興費の中の扶助費として、準要保護の子供の家庭に対するさまざまな支援をしていただいている、結構助かっている家庭もいると思うんですけれども、小学校、中学校、28年度は何名を想定しておられるのか、人数をまずお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 28年度の準要保護の人数ですけれども、まず90ページの小学校のほうになりますけれども、20の扶助費ですが、準要保護児童学用品ほかということで50名、

準要保護児童新入学用品ということで15名、準要保護児童校外活動費として16名を想定して
ございます。

また、中学校費、93ページになりますが、こちらのほうは1番目の準要保護生徒学用品ほ
かということで30名、準要保護生徒新入学用品ということで10名、校外活動費として10名を
想定してございます。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） ありがとうございます。

現場に長くおまして、大変ありがたいんですけども、中学校に入学するときには子供た
ちは制服、正式に言うとは標準服と言うんですけども、これ大体買うわけなんですよ。経
験上、男子生徒で4万7,000円、女子生徒で4万5,000円、それからジャージ上下、これが男
女ともに1万2,000円、合わせると男子でおよそ6万円、女子で5万7,000円ぐらいの費用が
かかるわけなんです。これは学校としても内部努力で何とか保護者負担を軽減しようという
ことで、再利用ということで、もう使わない保護者がおったら学校に残していただい
ませんか。それを有効利用できる場所はしていきなりするんですけども、やっぱりお古
じゃ嫌だというので、どうしても買う家庭もあつたりして、小学校から中学入るときは結構
高いんですね。

今伺いましたお話ですと、10名を想定して、これで22万9,000円ということですので、1
人当たり2万2,900円ということになるんですかね。ということで言うと、ちょっとこれ
は足しにはなるかもしれないんですけども、もうちょっと何とか、学校のほうの実態も調
査しながらでいいと思うんですけども、改善していくことを要望したいんですが、この新
入児の経費ということでは、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） すみません、これにつきましては基準が決まっておりますので、
それに基づいて支給をしているものでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 不満だったらどうぞ。

5番。

○5番（山本忠志君） 多分そういうことだと思うんですね。勝手には、課長の一存でことし
は上げよう、ことしは下げようと思えないと思うんですけども、将来的な展望として、
八丈町からは子供の貧困というのはなくしていただきたいと思うんですね。やっぱり子供を
大事に育てるといふ町に、これは町長さんも多分賛成すると思うんですけども、子供がひ

もじい思いだとか寂しい思い、惨めな思いとかしないで、伸び伸びと育てられるような町づくりのために、将来の展望として手がけていただきたいなと思うんです。

すみません、しつこくて申し訳ないですけれども、もう1点だけ、最後に質問いたします。

これは100ページにかかわることなんですけれども、ここで子供たちへのスポーツ支援ということで、負担金補助及び交付金という部分があるんですけれども、これは子供たちじゃなくて体育協会とか、スポーツクラブとか、いろんな運動関係の支援ということだと思えますけれども、実は中学生については、かつてと比べると本当に多額の補助をしていただいて、中体連の遠征とか、あるいは文化活動の遠征とかでは、伝え聞いた話によりますと約2万円弱の補助をいただいていると。本当に助かっていると思うんですね。

それから、中学生のスポーツ大会で都大会本大会に出場した場合には、都からも多分、今はわかりませんが、1人当たり5,000円の補助も出ていると思います。ですので、2万円前後の補助はいただいているわけで、本当に助かっていると思うんですけれども、それからもう一つ、高等学校につきましても、これに準じた額の補助はあるようです。完全に100%満たされているわけじゃないんですけれども、中学校と大体同額程度の補助はいただいているようなことを聞いております。

ところが、問題は、これはあるお母さんから聞いた話なんですけれども、小学生なんですね。小学生が最近、サッカーの遠征に毎年行っているんですね。坂上、大賀郷、三根、3地区それぞれに別々のところに行っております。私のリサーチによりますと、坂上のサッカーチームは毎年、これはコーチや指導者の方の長い間積み重ねてきた人脈とかもあってだと思うんですが、例年、愛らんどリーグ大会と、これは島しょ振興公社主催のもので、ことしの会場は神津島だったですかね。優勝は大島のチームだったようですけれども、8月5日、6日。島から出る方については4日に出て8日に帰ってきたということを聞いております。これが坂上のチーム。

大賀郷のチームはどうしているかという、人数が少ないときは坂上のチームと合流して、この愛らんどリーグの大会に出た経緯もあったようですが、今年度につきましては7月30日から8月2日まで、これは北浦和サマーフェスティバル大会、北浦和サッカースポーツ少年団というところが主催してやっているものでございます。これは場所は荒川総合運動公園というところでやっておられる。そこに参加しているんですね。

三根のチームはどうしているかという、これは8月22、23でもって大田区の少年サッカーフェスティバル、主催は大田区のサッカー協会。場所は多摩川の緑地、六郷グラウンドとい

うところでやっておるところに参加してきたというふうに言っておりました。

それで、問題は旅費なんですね。三根のチームが出るとおよそ3万5,000円、大賀郷のチームは約4万円弱と、それから坂上のチームについては、これは島しょ振興公社からの補助もあって、人数によって違いますけれども3万、4万はかかっていないと。1万から2万ぐらゐの程度だというふうな話、年度によって違うと言っていましたけれども。

これは子供たちに夢を持たせ、また志を持たせるためにはいい取り組みだし、指導者の方のご苦勞も僕は尊重したいなと思うんですけども、いかんせん保護者の負担が多くて、さっきも申し上げましたが、中学生の場合なんかは本当に補助していただいて助かっているんですけども、小学生の場合がもうちょっと何か補助するシステムがつかれないかなというのが住民の願いです。私もお願いなんですけれども。場合によると、そんなにお金がかかるんだったら自分はそのサッカーチームに入るのはやめておこうとかということも、そうなることもあるかもしれない。さっきも言いましたけれども、八丈町の子供たちにやっぱり貧困な子がいちゃいかんと思うんです。

あともう一つ、同じ島の子供同士ですから、大体平等な額で行ってこられるように何か町としても援助してあげられないものかなというのがお願いなんですけれども、いきなり、はい、やりますとは町も言えないと思うんです。限られた予算の中でやるわけですから。

ですので、これはぜひ町のほうとしても調査をしていただいて、これはきちんと毎年やることなのかと。ことし限りだったら補助も何もありませんと思うんですが、きちんと継続して子供たちの参加してきた成果も認められるようであるならば、ちょっと今後の予算を立てる意味でも、補助を設定する上でも検討していただけないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（土屋 博君） では、これについては教育長。

○教育長（佐藤 誠君） おっしゃるとおりで、やはり小学生も将来、夢を持ってということで、支援していかなきゃいけないかなと思います。

ただ、補助金等いろんな種類を現在出しておりますし、また体育協会、サッカー連盟とか野球連盟とか、また卓球とか、いろいろそういう補助金等、補助金の内容の使い方の見直しとか、相談とか、いろいろそういうことも含めて、より子供たち、保護者に有効な支援のあり方というのはやはり考えていかなきゃいけないかなと思いますが、いずれにしろ、そういう子供たちのために工夫して有効な支援をさらにしていきたいなど、そのように思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、スポーツに限らず文化事業も、やはりバランスよく、スポーツだけじゃなくて文化のそっちのことも支援していかないとだと思いますので、そのバランスもとりながら子供の支援は進めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） シャベリ過ぎかなと。最後に一つだけ。

これはページ数がちょっとわからなくなっちゃったんですけども、八丈島誌のことなんですけれども、何ページだったでしょうかね。

（「98」の声あり）

○5番（山本忠志君） ありがとうございます。98ページだそうです。

実は、ちょっと僕は信じられない思いで衝撃を受けたんですけども、永郷に最近花を飾ったものですから、ちょくちょく行っているんですけども、睦男さんちの近くまで。いいところですね、睦男さんの住んでいるところは。それで、睦男さんちの近くに碑が建っているんですよ。大賀郷小学校永郷分教場という碑でね。写真撮ってきましたよ。大正6年から昭和32年まで稼働していたんですね。昭和32年から永郷小学校ができたわけ。それが今、アロエ園のアシタバ摘み取りの場所になっているんですよ。

それで、僕は永郷小学校の前の分教場だった時代の生徒数だとか、あるいは教員の数だとか、分教場だから先生たちは一体どんなふうには授業をやっていたんだろうと。大小の分教場ですから、大小と永郷まで自転車で走ったりして、そうやって苦労してやっていたのかなと思って、それを調べようと思って八丈島誌を見てみたんですね。そうしたら、何もないんです、その当時の記述は。分教場という言葉すら出てきていないんです。永郷小学校のことは書いてありましたよ。多分、永郷小学校はこれはもう、学校沿革誌もきちんと記録として残っていると思うんですけどもね。

さて、この分教場の時代のことというのは、大賀郷小学校の沿革誌として残っているものなのか、これも校長先生にちょっと尋ねてみたいと思っているんですけども、もし何もないとすれば、これは八丈島の教育行政としては、その歴史に穴があくことになるわけで、ちょっとこれは……

（拍手する者あり）

○5番（山本忠志君） ありがとうございます。これは間もなくすると、その当時在籍した生徒さんだとか先生方、みんな死んで、いなくなっちゃいますよ。これはだから、その方たち

が生きている間にヒアリングするなり、ちょっと島誌編さんの予算準備委員、島誌編さんも僕はしてもらいたいと思うんですけれども、検討してもらえないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（土屋 博君） これも教育長。

○教育長（佐藤 誠君） 私が教育長になったときから、島誌のやはり改訂ということで、ずっといろんな要望も受けていますし、それはやらなきゃと、それはもうずっと思っていました。どういう形で進めていくかということ、あと予算規模がどうか、あと八丈の歴史に詳しい学者の方とか、そういう方をやはりきちんと選定して、またスタッフに加わってもらってということで、やっと28年度にどういうふうにやっっていこうかという、そののまず会議を持ちましょうということで、やっとスタートできてよかったなと思っております。

28年度にどういう形で改訂、またメンバーはどういう形をお願いしていくかとか、人選とか、そういうことをまず含めてやるのが28年度。29年度から本格的に、原稿とかいろいろ作業に入っていきたいなど。やはりいろいろ過去のことを知っている方も高齢になりつつあるので、できるだけ急ぎたいなど、そのように思っておりますので、頑張ってまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○5番（山本忠志君） わかりました。よろしく願いします。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 実はこの問題は、私も質問しようと思って準備していたんですけれども、図らずも山本議員のほうから先にご提案があって、本当になかなか山本さんとは角突き合わせる部分が多いんですけども、近ごろ仲良くなりまして、今後ともご交誼のほどお願いしたいと思うんですけれども。

永郷の分教場の問題については、あの石碑を建てる時に中心になったのが、永郷分教場を卒業した人たちで永郷会というのをつくっているんですね。その人たちと、そして大賀郷永郷の振興委員、その人が中心になったんですね。中心になったのは振興委員ですが、そのときの振興委員は私でした。

そういうことで、その碑を建てる時に実は小冊子をつくったんです。その小冊子の中に、大賀郷小学校永郷分教場の沿革とか、どういう先生が教鞭をとったのかとか、当時の学校のいろいろ様子なども、もちろん卒業した卒業生の手記なども入れた文集をつくっているんですね。その文集は私の手元にありますが、確かに島誌にあったかなかったかは僕も確認はしていなかったけれども、それが現存する唯一の資料になるんじゃないかなと思います、そ

れは持っております。

私もこの島誌が改訂されるというので聞こうと思っていたんですが、これは発行されたのがいつで、何年ぶりの改訂になるのか。そして準備委員の人選とか立ち上げはいつになるのかと、それを聞きたいと思っていたんだけど、幾つか先ほど答弁もあったんだけど、改めてどうですか。

○議長（土屋 博君） いずれにしてもこの件は、島誌をつくるでしょう。さっきの8番議員の問題にしても、やり直す、検討するということですので、だからほかの問題も全部入れて島誌についてはするということですので、今またここで答弁はすぐはできないですよ、島誌は。

○7番（菊池睦男君） いや、だから僕は、具体的に人選と、いつ立ち上げるのか。

○議長（土屋 博君） 答弁できますか。

○7番（菊池睦男君） だって予算を組んでいるんだもの。

○議長（土屋 博君） では、教育長。

○教育長（佐藤 誠君） 最初の改訂版で、たしかもう15年ほどたっているかなと、そのように。あと、人選はまだ今のところ白紙の状態、これからこのスタッフを中心に、この改訂準備委員のまず委嘱から始めて、その中で人選等、どういうスタッフで編さんしていこうかと、そのような作業に入っていく、一応そのように考えております。もう28年入ったら早速動きたいと思っております。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） はい、わかりました。

内容についてなんですが、私もこの内容についてちょっと指摘しておきたいなと思ってるんですが、先ほどの大賀郷小学校永郷分教場がもう歴史から消え去る状況だという指摘、問題意識なんだけれども、僕もあと1点思っているのは、やっぱり島の生活文化についての記述、これが実はないんですね。

例えばかつて八丈は、自給自足の自己完結型の生活を営んできたわけ。それは一言で言えば、切りかえ畑、焼き畑農耕文化になるんだけど、この観点が全く欠落して、切りかえ畑なんていうのはついぞ書いていないんですね。だから、小島についての部分があるんだけど、その中で小島の人の暮らしが切りかえ畑を中心にした暮らしだということは書いてあるんだけど、八丈についてのそういう記述はないんですよ。記述がないということは、例えばこれが発行されたのはもっと20年も30年も前の話だと思うんですよ。たしか都議にな

った峯元さんの時代かな、出たと思うんですが、やっぱりそのころの人選を見ても、書く人は、学校の先生を中心としているのかな。そしてやっぱりあのころは、高度経済成長で、いけいけゴーゴーの時代で、余りそういう八丈島の古い生活文化とかそういったものに関心が薄い時代だったかもしれないですね。そういうようなことから、生活文化についてない。なかんずく焼き畑、照葉樹林、農耕文化と学術的には言うんだけど、そういうカテゴリーに入る非常に貴重な必要な文化遺産なんですよ。そういうものがそこそこに実は残っていてもいいよね。そういった意味で、そういう記述もぜひすべきだろうと、これは要望でいいんですけれども、そう思っています。

○議長（土屋 博君） 要望でいいですか。

どうでしょう、休憩という提案も出ていますので、25分まで休憩いたします。

（午前10時07分）

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前10時25分）

○議長（土屋 博君） 85ページの教育費から最後までですので、よろしくをお願いします。

4番。

○4番（山下 巧君） 先ほど、学校が夜、夜中に無人になるということですがけれども、この間、青少隊のほうでもちょっとその話題になりまして、やはりパトロールの強化と、それから防犯カメラの設置、それをお願いしたいということを聞いております。

もう1つ、ピアノの調律料というのが、ずっと見ますと学校の調律料とおじゃれと比べますと、おじゃれがちょっと飛び抜けて多いんですけれども、というのは38ページになりますね。この辺はどういうことなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 防犯カメラ等につきましては、今後必要に応じまして、もし必要ということであれば、設置のほうを検討したいと考えております。

ピアノの調律につきましては、おじゃれのほうはグランドピアノということで、ホール用の大きめのピアノということで、きちんとそういうピアノの性能というか、そういうものに応じた調律ということで、学校とはまたちょっと単価は違ってくるということで、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（土屋 博君） 4番。

○4番（山下 巧君） 防犯カメラは、結果で、あれですよ、何かあったときのということで、むしろ抑止力として目立つような形でつけたらいいかなと思います。

それとピアノなんです、基本的に調律師はグランドであろうが、アップライトであろうと、ランクはありませんので、これはもうちょっと精査すれば、ちょっとこれは高過ぎるんじゃないかなと思います。

そして学校をずっと回っている業者もおりますので、その関連でいけば、1つの業者当たり1つの交通費なり宿泊費なりが上乘せされることもないんじゃないかなと思いますので、今後検討していただきたいと思います。

○議長（土屋 博君） 要望でいいですか。要望でね。

ほかに。

9番。

○9番（奥山幸子君） 99ページの資料館のことなんですけれども、資料館については28年度中に移設先を決めるという。29年度に引っ越しという予定が組まれていますけれども、今、旧測候所と末小という選択肢が挙がっているわけですが、末小については、熱中小学校という鳴り物入りの新しい企画が出て、それはそれで私は反対はしないし、むしろいいことだなと思っているんですが、このままいきますと、じゃ、どこに移設されるんだろうという見通しが立たないんですよ。

それで、かねてから思っていたんですが、総務文教委員会で議論を深めさせてもらいたいなと思っているんですけれども、その熱中小学校の企画にしても、私たち余り知らされないで突然出てきたという感想もありますし、きちんと議会で議論した上で、同意を得た上で、執行部もそれに加わって決めるという、そういう方向性であってほしいなと思っているので、ぜひ総文で議論をする場所を、資料館の移設についてですね、その辺をお願いしたいなと思っているんですが、要望でいいですということではなく、やはりお答えをいただきたいです。

○議長（土屋 博君） どなたにお答えしてほしいですか。

○9番（奥山幸子君） 教育長と町長をお願いします。

○議長（土屋 博君） 教育長。

○教育長（佐藤 誠君） 28年度中にはとにかく結論を出すということで進んでいるんですが、その話し合い等も、今おっしゃられたとおり、総務文教委員会の委員と相談しながら、どういうふうに進められるかということをお話ししてまいりたいと思います。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

（奥山（幸）議員「町長も」の声あり）

○議長（土屋 博君） 町長。

○町長（山下奉也君） 私はできれば、第一の選択肢は測候所にしたいなと思っております。

そういうのは、末吉小学校はやっぱり研修施設等にしたいということで進んできておりました、5年もたっているわけですし、そういう中で、今度ある程度、具体的に熱中小学校ですか、出てきたので、できればそれを推し進めたいなどは考えております。

ただ、測候所の場合、まだハードルが、国のほうの財産の処理の問題で今つまづいておりますので、そういう部分が解決すれば、測候所に移したいというのが私の第一希望でございます。

以上です。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 教育長、町長の意向はわかりましたけれども、やはりさまざまな意見を取り入れて議論を深めてほしい。その結果そうなるのであれば納得できるんですけども、初めの選択肢ありきではなく、議論を深める場をとにかく設けてほしいと思います。

教育長、よろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） いいですね。

1番。

○1番（沖山恵子君） 資料館移転の問題はきのうの一般質問でもさせていただきましたけれども、本当にメリット、デメリットをよく考えて、町長と教育長が今話していますが、あそこは大きな観光施設ですので、観光という面から見たときにもどこがいいのか。隣に焼却場ができる予定もありますけれども、焼却場の隣で資料館とかそれもどうなのかな、観光のお客様にとってはというのもありますので、ぜひ観光のほうのことも考えて、観光課の方も一緒になって、多くの方で議論していただきたいと思っています。

前にも申しましたけれども、末吉の住民は資料館が来ていただくことは歓迎しておりますので、住民の反対ということはないと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（土屋 博君） ほかに。

8番。

○8番（岩崎由美君） 今の件で、総文ということもありましたけれども、観光という面からも経済企業、全協、そういう全体的な総意を経てということをお願いしたいと思います。

質問に移りますが、99ページの上のほうですね。文化財の看板を描きかえる予算が78万円
ついていますけれども、これは具体的には場所はもう決まっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） この看板につきましては、3カ所ほど予定しておりまして、1カ
所はポットホール、あと2カ所は、今あるもののうちから古くなったものについて、新しい
ものに取り替えをしたいと考えております。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） ありがとうございます。

島誌のほうで、正しいというか、いろんな歴史をちゃんと検証して行ってくれるというこ
とだったんですけども、この看板についてもやはり、前哨戦ではないですけども、今ま
で付けられていた看板が本当に正しいのか、そのあたりをちゃんと検証してほしいな
と思います。というのも、日本のある時代には全国の歴史が書きかえられた時代があっ
て、そういうことを、いろんな地域ではそれはおかしいんじゃないかと気づき始めているときな
んです。なんで、八丈島でも文化財を大事にするという観点から、今まであったものをそ
のまま替えるのではなく、どこがおかしいのか、そういうことをちゃんと検証した上で、新
しいものにしていただきたいと思います。

これは要望です。よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 13番。

○13番（水野佳子君） 99ページの大里の玉石垣の保存のことについてお伺いしたいんです
けれども、もう何年もの間、あそこは玉石が崩れまして、ビニールシートを掛けてあるとこ
ろが何カ所かあるんですね。

前、議会でも質問をされたかと思うんですけども、あそこは私有地か何かなので、直す
ということがなかなか難しいということが町のほうの見解として答弁があったと思うんです
が、やっぱり1年、2年ではなくて、もう長い間そのまま放置されておりますので、やっぱ
りどう見ても、あそこの資料館も含めて、八丈島のああいう自然の景観というのは観光にみ
えるお客さんにとっては魅力的なものだと思うんですが、この40万円というのは多分、玉石
を保存するためということではなくて、修復をするためということではないというふう
に前、伺ったんですが、今、放置されております崩れた玉石垣の保存については、例えばこれか
らもずっとあのままなのか、それともどういうふうにしていこうとされるのか、やはり早急
にあれば補修をすべきだろうと。町の顔としてちょっと恥ずかしいかなという気がするん
です。

が、その辺は教育委員会の答弁を伺えればと思います。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 大里のあその場所につきましては、平成26年度と27年度の予算で反対側というか、崩れたところがありましたよね。あそこを2カ年の事業で直した経緯がありまして、直したというか。これは大里の玉石垣保存会というところがやったんですけれども、一応、28年度につきましては、そこではなくて、奥のほうで崩れているところがありますので、そこを一応やるということで聞いております。

今後は、やはりあそこは目立つところですので、地主の方とも相談、あるいは大里玉石垣保存会のほうとも、どのようにしてできるのか相談していきたいとは考えておりますけれども、今のところはまだあのままということで、よろしくお願いします。

○議長（土屋 博君） 13番。

○13番（水野佳子君） やっぱりいつまでも放置をしておくということは、町にとっても本当に恥ずべきことだろうと思っておりますので、いろんな地主さんの問題、それから大里の保存会の方たちの意向とかもありますけれども、町としてもぜひ何とか、いつまでもあのままにしておくということではなくて、早急に修復をしていただければと思います。

これは要望で結構です。

○議長（土屋 博君） 傍聴者に一言申し上げます。

傍聴席は声を出したり、手をはたいたりすることは禁止されておりますので、今後はよろしくお願いします。

ほかに。

8番。

○8番（岩崎由美君） 今の玉石垣の話も出たんですけれども、そういうことについて文化財保全審議会でしたか、文化財の委員会がありますよね。ああいうところでは議論されているのでしょうか。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 玉石垣については、文化財保存の委員会のほうでは、相談のほうはしておりませんが、そういった島の文化財の保存委員会というのは、主に島の文化財について、例えばさっき申したようにポットホールとか、そういうのが島の文化財として価値があるのかどうか、そういったところを検証するということでございますので、岩崎議員が言うような機関ということではございませんので、よろしくお願いします。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 今のそのまんま話を伺うと、玉石垣は島の大事な文化財じゃないというように聞き取り方をしてしまうんだけど、それはどういうことなんでしょうか。文化財とは、要するに天然記念物だとかそういうものを話し合う機関ですよということですか。余りそういった玉石垣とかそういうものについては話さないですよ。大事なものというのは一体何なのか、ちょっと教えてください。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 玉石垣が貴重なものであることは変わりませんので、島の文化財として。ただ、その保全をすとかしないとかいうようなことを議論するところではありませんということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） どんなことをやってらっしゃるんですか、保全委員会では。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 例えば歴民の展示のこととか、特に昨年度は特別展ということで企画をしまして、宇喜多秀家とか、戦跡とか、そういったものの企画展示をしております。そういったことをやったり、あるいは先ほど申したように、島の文化財が貴重なものであるかどうか、天然記念物とかそういうものに該当するかどうかというのを審議する場ということで、よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 玉石垣の保存を町独自でというのは、町の財力から考えても、ましてこの40万の補助金を積むので精いっぱい状態ですよ。それで、あそこは今度、都道で改修されるわけで、26日にその説明会がたしかあるはずですね。だから、これは東京都の事業で進めているわけなんだから、そこへ皆さんも参加して大いに意見を言ったらどうなんでしょうかね。

既にもうプランはでき上がっているから、今から言っても変更ということは難しいとは思わなければならないけども、しかしながら、26日にそういうあれがありますから、どうぞ参加して、積極的に意見、発言したらどうですか。町ができる仕事じゃないですよ。40万積むのが精いっぱい。これは小規模な玉石の補修しかできない話ですよ。

だから、町が一定の見解を持たなきゃいけないということは当然の話だけれども、もうあそこは差し当たって東京都が事業を始める、そういう段階になっているわけですから、説明

会にでも出て、どうぞ発言してください。

○議長（土屋 博君） 要望として。答弁はいいでしょう。

ほかに。

なければ、前に進めてよろしいでしょうか。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第3、議案第15号 平成28年度八丈町一般会計予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第4、議案第16号 平成28年度八丈町介護保険特別会計予算を上程いたします。

説明、福祉健康課高野課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） それでは、書類番号12をお願いします。

1ページをお願いいたします。

議案第16号 平成28年度八丈町介護保険特別会計予算。

平成28年度八丈町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億3,801万7,000円と定める。

（「文言省略」の声あり）

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） はい。

平成28年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。1の保険料につきましては、前年度より592万2,000円増の1億9,268

万8,000円でございます。徴収率98%を維持すると見込んで予算組みをしてございます。

次に、2の分担金及び負担金ですが、こちらは青ヶ島の方の介護認定を行っておりますので、その委託金でございます。

9ページに移りまして、3の使用料及び手数料ですが、こちらは科目設定でございます。

続きまして、4、国庫支出金です。本年度予算は前年度より1,416万9,000円増の2億5,922万5,000円でございます。

国庫負担金につきましては、保険給付費に対する国の負担割合から計上してございます。

国庫補助金の調整交付金につきましては、75歳以上の高齢者の割合や、第1号被保険者の方の所得段階の格差による不均衡を是正するために国から交付されるものでございます。

10ページをお願いします。

5の支払基金交付金です。本年度予算は、前年度より1,455万8,000円増の2億7,140万6,000円でございます。なお、支払基金交付金の負担割合は、介護給付費の28%となっております。

続きまして、6の都支出金です。本年度予算は、前年度より722万8,500円増の1億4,635万9,000円でございます。

都負担金につきましても、保険給付費に対する都の負担割合から計上してございます。

11ページに移りまして、4の都委託金につきましては、40歳以上65歳未満の2号被保険者生保の方の認定審査に係る都からの委託金になります。

7の財産収入につきましては、科目設定でございます。

続きまして、8の繰入金です。本年度予算は、前年度より455万円増の1億6,829万6,000円でございます。

一般会計繰入金の介護給付費繰入金につきましては、国や都と同様に負担割合が決まっております。負担割合は給付費の12.5%で、前年度より689万9,000円増の1億2,100万円でございます。

12ページに移りまして、その他一般会計繰入金につきましては、職員の給与や介護保険システム委託費、介護認定調査に関する費用として繰り入れております。

その下の低所得者保険料軽減繰入金につきましては、介護保険料、所属段階が第1段階の方の保険料を軽減しておりますけれども、その軽減した分を繰り入れるものです。この繰入金には国と都からの補助分も含まれております。

続きまして、9の繰越金、10の諸収入につきましては、科目設定でございます。

以上、歳入合計、本年度10億3,801万7,000円、前年度9億9,153万3,000円、前年度比較で4,648万4,000円の増でございます。

14ページをお願いします。

歳出になります。

1、総務費の総務管理費につきましては、前年度より600万9,000円減の1,989万3,000円でございます。減の主な要因としましては、平成27年度は、法改正に伴う介護保険システム改修がありましたけれども、平成28年度はシステム改修がなくなるためです。

15ページの介護認定審査会費は、前年度並みとなっております。

16ページに移りまして、趣旨普及費、運営協議会費も、前年度並みでございます。

17ページに移ります。

2の保険給付費につきましては、前年度より5,519万円増の9億6,799万8,000円でございます。対前年比約6%の伸びとなっております。

まず、介護サービス等諸費につきましては、前年度より3,386万3,000円増の8億4,120万円でございます。

18ページをお願いします。主な増としまして、一番上にあります地域密着型介護サービス給付費につきましては、利用者数も増加傾向にあり、前年度より4,492万7,000円増の1億920万円、2つ下の施設介護サービス給付費につきましても、当該施設入所者が微増しておりますので、前年度より1,165万2,000円増の3億7,200万円を計上してございます。

19ページに移りまして、介護予防サービス等諸費につきましては、前年度より338万1,000円増の4,734万円でございます。

21ページに移りまして、その他諸費の審査支払手数料につきましては、国保連合会に介護給付費請求書の審査支払業務を委託しているものでございます。

その下の高額介護サービス等費につきましては、前年度より180万円増の2,290万円でございます。介護サービスに対する自己負担が世帯での所得区分ごとに限度額が設定されており、その超えた分を戻すものですが、サービス利用者数の増加を見込み増額しております。

22ページに移りまして、高額医療合算介護サービス等費につきましては、前年度並みでございます。

その下の特定入所者介護サービス等費は、前年度より1,569万6,000円増の5,321万8,000円でございます。こちらは主に、施設介護サービス利用者の非課税者等に対し、食費、居室代の補助を行うものですが、八丈は9割以上が対象となる方で、大幅に増額しております。

23ページに移りまして、3、財政安定化基金拠出金、次のページの基金積立金につきましては、科目設定でございます。

続きまして、5の公債費です。公債費につきましては、平成26年度において東京都より3,100万円の財政安定化基金として借り入れをいたしましたけれども、その償還金であり、平成27年度より3カ年で3分の1ずつ償還するものでございます。

続きまして、6、地域支援事業費です。前年度より256万7,000円減の3,097万6,000円でございます。

介護予防事業費につきましては、前年度より319万3,000円減の130万7,000円で、夏の特定健診の際に実施していた生活機能評価の委託を廃止するのが主な要因です。

25ページの包括的支援事業等費の包括的支援事業費につきましては、地域包括支援センターへの委託料ですが、人件費の増で前年度より49万2,000円の増額となっております。任意事業費につきましては、前年度並みとなっております。

26ページに移りまして、7の諸支出金につきましては、平成27年度の実績をもとに30万4,000円減額しております。

以上、歳出合計、本年度10億3,801万7,000円、前年度9億9,153万3,000円。前年度比較4,648万4,000円の増でございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

9番。

○9番（奥山幸子君） 一般質問で聞いた確認なんですが、地域支援事業に移行するという話の中で、訪問介護、ホームヘルプについて、これまでは介護保険のもとで、例えば1時間2,000円が200円の利用者さん負担になりますよね。今度、地域支援事業になった場合は、例えばこれ、決まっているわけじゃないですけども、例えばシルバーさんにお問い合わせの場合は、1時間800円が80円になるという、そういう感覚でいいのかどうかというのをちょっと教えてください。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課高野課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） 介護給付費のサービスの中では、1割負担ということで利用者の方からいただいております。地域支援事業に移行するに当たっては先日の一般質

問の中で、仮に訪問介護とか通所介護を、現状と近いものを例えば提供した場合には、そういった今ある介護報酬の額を上限として、参考にして、上回らないように設定してくださいというふうな決まりがあるんですけども、例えばシルバーさんとか、いろんなボランティアさんとか、そういう方に今後事業を委託、また補助する場合には、今後は委託形式とか補助形式になりますので、そういった個人の方の単価というのは、1割とかそういったことではなく、また中で事業の内容を含めて考えていきたいというふうに思います。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 例えば現状が2,000円のが1割負担で200円だったとすると、割合ではなく、200円を限度として、その中でサービスを受けるという、そういうことですか。そうではない。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） そうですね。あくまでも、その総事業費の中で実際にかかる経費というのを精査して、個人負担というのは決めていきたいと思っています。上限が幾らというところまでは、特に今の現状では考えてはございません。

○議長（土屋 博君） ほかに。

1番。

○1番（沖山恵子君） 18ページの上のほう、地域密着型介護サービス給付費についてお伺いします。これは認知症の方のデイホームか何かの利用料かと思うんですが、随分増えていますが、今後も認知症の方は増えると思うのですが、このような感じで今後もどんどん増えていくのでしょうか。教えてください。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課高野課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） 27年度の地域密着型のサービスにつきましては、坂上にできた施設が稼働率が非常に上がったと。今、認知症デイの稼働率というのは、ちょっと施設によってばらつきがありますが、大体9割の稼働率が今どの施設もあります。そういったところで、今年度、当初予算額よりかも実績のほうはかなり伸びているというふうな現状です。

それで、28年度予算で1億ということで、予算のほうをつけさせてもらっています。今の稼働率等々、施設の受け入れ人数からしまして、利用率は当然下がることはないとは思いますが、急激にまた、ことしみたいに例えば3,000万、4,000万上がるという、そういったことはないかと考えております。

以上です。

○議長（土屋 博君） 1 番。

○1 番（沖山恵子君） 現状の施設では稼働率いっぱい動いているので、これ以上増えないというお答えかと思うんですが、例えば、昔はデイホームは事業者さんが好きにつくれたんですが、今は町が許可しないとつくれなくなっていると思うんですね。今後、多分島民の方は認知症のデイホーム、もっと欲しいとおっしゃると思うんですよ、認知症の方どんどん増えてきておりますし、高齢者はどんどん増えてきておりますので。今後これを町は増やしていく方向なのか、予算のことも考えて、もうこの辺でということなのか、今後の認知症に対する対策としてどのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせください。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課高野課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） おっしゃるとおり、これから高齢者の方が増えるに従って、認知症の方も当然増加するかと思います。今、3施設、密着型のサービスがあるわけなんですけれども、先ほど大体9割近い稼働率だというふうなお話はさせていただきました。

今後につきましては、当然、今の状況がどう変わるかというのをきちんと精査する必要があります。また、今、地域密着型ということで認知症対応型のサービスを行っていますが、ほかにも例えば小規模多機能とか、いろんなサービスもあります。八丈町のほうで今後どういったサービスが必要になってくるのか、そういうことも複合的に考えなければいけないと思っています。それを担う事業者というのも当然検討にはなるんですけれども、今後認知症の方への対応という部分については、在宅サービスもそうなんですけれども、施設サービスも含めて検討していきたいと思っています。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第4、議案第16号 平成28年度八丈町介護保険特別会計予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第5、議案第17号 平成28年度八丈町後期高齢者医療特別会計予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） ただいまと同じく、書類番号12の介護、青色の次のページになります。

1ページをお願いいたします。

議案第17号 平成28年度八丈町後期高齢者医療特別会計予算。

平成28年度八丈町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億536万1,000円と定める。

（「文言省略」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） はい。

平成28年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6ページをお願いいたします。

後期高齢者医療制度につきましては、八丈町は東京都広域連合に属しており、予算科目及び積算については、その制度によってございます。

一応、12月末現在、1,419人、前年度比マイナス12名、マイナス1%が対象となっております。

歳入につきまして、款の項目を中心に説明させていただきます。

1款後期高齢者医療保険料、本年度6,606万4,000円、479万6,000円の増。2年間の制度設計となっており、28年度は保険料の変更がございました。均等割を200円引き上げ、4万2,400円、所得割をプラス1%引き上げ、9.07%に改定いたしました。1人当たり賦課額は平均で9万5,492円を見込んでございます。

なお、公的年金収入168万円以下の単身世帯者は、軽減措置により負担増となりません。軽減措置の適用を受けない収入810万7,000円の方は年額で5,500円ほど負担が増えることとなります。賦課限度額57万円の保険料を見込んでございます。

ちなみに、八丈町におきましては、27年度、8人の方が賦課限度額に到達してございます。その下、2款使用料及び手数料3,000円、増減なし。下の3目の手数料の科目設定でござ

います。

次のページ、3款繰入金1億3,281万円、939万3,000円の増。法で定められた国と町の応分の負担を一般会計から繰り入れするものでございます。

その下、4款繰越金1,000円、増減なし。科目設定でございます。

次のページをお願いいたします。

5款諸収入648万3,000円、45万円の増。主に次のページの4項1目1節、2節の内容となりますが、1節として健康診査費受託事業収入92万6,000円。こちら240人掛ける3,860円を見込んでおります。2節葬祭費受託事業収入、555万円。こちら葬祭受託事業収入として5万円掛ける111件を予定してございます。この数字を計上しております。

下のページ、歳入合計、本年度2億536万1,000円、前年度1億9,072万2,000円、比較1,463万9,000円の増。

次のページをお願いいたします。

歳出につきましても、款を中心に説明させていただきます。

1款総務費772万8,000円、56万2,000円の増。総務費は、後期高齢を運営するための人件費及び事務費となります。増えているのは役務費で、後期高齢の被保険者証の発行があるためでございます。8月から2年間使用することになります。

下のページをお願いいたします。2款保険給付費555万、45万の増。歳入の葬祭費事業収入と同額となります。葬祭執行者にお1人当たり5万円を支払うものでございます。

次のページをお願いいたします。

上、3款広域連合納付金1億8,843万6,000円、1,362万8,000円の増。被保険者が納付した保険料のほか、軽減措置等での一般会計繰入金を広域連合に納付いたします。

その下、4款保健事業費263万7,000円、1,000円の減。主に健康診査委託料でございます。歳入の一般会計からの繰入金と広域連合からの健康診査受託事業収入を合わせた263万7,000円が事業費となります。

下のページ、5款諸支出金100万2,000円、増減なし。主に27年度の実績に基づき、過年度に係る保険料の返戻金を計上してございます。

下、6款予備費8,000円、増減なし。

歳出合計、本年度2億536万1,000円、前年度1億9,072万2,000円、比較1,463万9,000円の増。

以上で説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第5、議案第17号 平成28年度八丈町後期高齢者医療特別会計予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第6、議案第18号 平成28年度八丈町国民健康保険特別会計予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） ただいまの後期の次、緑色の次のページになります。1ページをお願ひいたします。

議案第18号 平成28年度八丈町国民健康保険特別会計予算。

平成28年度八丈町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億1,908万8,000円と定める。

（「文言省略」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） はい。

平成28年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

8ページをお願ひいたします。

歳入でございます。

こちらも款の項目を中心に説明させていただきます。

1 款国民健康保険税 2 億7,679万6,000円。1,229万3,000円の減。1 目の一般と次ページの2 目退職者の保険税ですが、双方とも減となります。一般の対象者の収納率は昨年度から1 %アップの94%にしておりますが、対象者数が前年比175人減の3,485人に減ったためと、税軽減措置対象者が増えたためでございます。

なお、国会審議中につきまして、議会最終日に上程が間に合わないため、専決処分する予定でございます国民健康保険税条例を改正する予定でございますが、内容は高額所得者の賦課限度額の改正で、基礎賦課分、現在52万円のところ、2 万円加算の54万、後期支援分、現在17万のところ、2 万円加算、介護分、現在16万円で、こちらは改定なしということと、低所得者に対する軽減措置拡充分がございしますが、その影響数値については、この予算書には反映してございません。よろしくお願いいたします。

9 ページをお願いいたします。

2 款使用料及び手数料1,000円、科目設定でございます。

3 款国庫支出金 2 億8,978万9,000円。703万1,000円の増。医療給付費の応分負担のほか、次の10ページをお願いします、2 項の国庫補助金、1 目の財政調整交付金が主な増要因となっており、普通調整交付金は医療費の応分負担のほか、国が定める数値により、特別調整交付金は病院事業における医療機器分として270万増となっております。

4 款療養給付費等交付金2,230万9,000円。1,482万6,000円の減。サラリーマンや公務員共済出身者が退職すると国保に加入しますが、65歳になるまでの医療費等を前の保険者が負担するということで、医療費等の実績に基づき、診療報酬支払基金から交付されます。ただし、平成27年度より新規適用者がなくなったため、対象者が減少しますので、減額となります。

5 款前期高齢者交付金 2 億8,217万6,000円。3,443万7,000円の減。65歳から74歳までの前期高齢者の医療費を加入率により各保険者で調整する制度により、加入率が平均より上回る八丈町は、社保や共済等からの拠出により、診療報酬支払基金から2 億8,000万ほど交付されます。前年度の精算に伴い、対前年度比では減となります。

6 款都支出金8,692万3,000円。545万7,000円の増。1 項負担金と次の11ページに記載してある2 項補助金となります。負担金は、区市町村が共同で実施する高額医療費共同事業に対して、国同様、都が4分の1を負担する制度で、特定健診経費の一定額を国同様、都が負担するものでございます。

補助金のうち、1 目の都補助金は、徴収率等の数値の成績が他の町村と比較して高い場合

には補助される制度となります。

2目の財政調整交付金は、国庫支出金と同様に、医療給付費の応分負担が主となってございます。

7款共同事業交付金 3億5,151万6,000円。128万3,000円の減。

1目の高額医療費共同事業交付金は、1件80万円を超える高額な医療費が発生した区市町村に、実績に基づき国保連合会から59%分が交付されます。

2目の保険財政共同安定化事業交付金は、市町村国保間の保険料平準化、財政の安定化を図るため、平成27年度から医療費の対象を30万円以上から1円以上80万円未満へと広がってございますが、都道府県単位で負担を共有する制度へと変更となっております。

8款財産収入1,000円、科目設定でございます。

次の12ページをお願いいたします。

9款繰入金 2億956万4,000円。2,560万1,000円の増。低所得者に対する保険税の軽減相当額を公費で補填する1、2節の保険基盤安定繰入金のほか、3、4、5、6節までの項目は、法定で定められている一般会計からの繰入金ですが、7節の法定以外の繰入金が前年当初予算と比べ2,000万増となっているため、全体で250万ほど増となっております。

13ページをお願いいたします。

10款繰越金1,000円、科目設定です。

11款諸収入 1万2,000円、次のページ、4項5目雑入までの12項目の科目設定でございます。

14ページ、一番下の行、歳入合計、本年度15億1,908万8,000円、前年度15億4,383万8,000円、比較2,475万円の減となります。

下のページ、15ページをお願いいたします。

歳出に移ります。

歳出についても、款を中心に説明いたします。

1款総務費3,012万6,000円。248万9,000円の減。総務費は国保事業を運営するための人件費のほか、事務費となります。

1項の総務管理費と、次のページの2項の運営協議会費に係る経費は一般会計から繰り入れされます。

17ページをお願いいたします。

下のほうになります。2款保険給付費 8億4,765万7,000円。917万7,000円の減。被保険者

数の減と過去2年間の医療費実績を勘案し、計上してございます。

次のページにある退職被保険者に係る項目は歳入の療養給付費等交付金の項でも述べましたように、退職被保険者制度の新規適用がなくなり、退職者、被保険者の医療費を減額してございます。

なお、申し訳ありません、18ページ、誤りがありましたので正誤表のとおり訂正願います。20ページをお願いいたします。

3款後期高齢者支援金等1億6,792万4,000円。1,712万6,000円の減、総報酬割部分が3分の1から3分の2に拡大することにより、収入額の多いサラリーマンとの社保や共済の負担割合が増え、町国保の負担額は逆に減となっております。

21ページをお願いいたします。

4款前期高齢者納付金等7万9,000円。2万6,000円の減。

歳入の前期高齢者交付金の項目で説明いたしましたが、前期の加入率が高い国保は本来納付金は発生しないのですが、納付金を納付する保険者の保険給付費に比べ、著しく過大となる保険者については、その過大部分を各保険者で均等に負担する仕組みになっており、その部分を納付するものでございます。

5款老人保健拠出金9,000円。2,000円の減。平成20年度から後期高齢者医療制度へ移行されております。平成20年3月までの老人保健の医療給付費に係る拠出金でございます。

22ページをお願いいたします。

6款介護納付金7,484万4,000円。844万9,000円の減。40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の負担分として、社会保険診療支払基金に納付するものでございます。10.1%の減要因は、主に介護保険に係る被保険者数が8.3%減少しているためでございます。

7款共同事業拠出金3億8,156万7,000円。1,007万7,000円の増。歳入の項目でも説明いたしましたが、高額医療費による財政への影響への緩和や保険料の平準化、財政の安定化を図るための再保険のような制度への拠出金でございます。

23ページをお願いいたします。

下です。8款保健事業費1,062万6,000円。25万8,000円の減。40歳以上の800人を想定した特定健診保健指導の実施に要する経費でございます。

9款基金積立金1,000円、科目設定です。

24ページをお願いいたします。

10款公債費1,000円、科目設定です。

11款諸支出金425万4,000円。270万円の増。次のページ3項1目の病院事業への備品購入分が増額するため、繰出金が増となることが増要因となります。

29ページ、予備費200万円、増減なし。

歳出合計、本年度15億1,908万8,000円、前年度15億4,383万8,000円、比較2,475万円の減。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

1番。

○1番（沖山恵子君） 12ページのその他一般会計繰入金についてお伺いたします。

説明で昨年より2,000万円増えましたとおっしゃったんですけれども、全体の予算としては、収入、支出ともに2,500万ぐらい減っていますけれども、持ち出しが増えたということは、全体としては2,000万円分が赤字というふうな読み取り方でよろしいのでしょうか、教えてください。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 単年度収支で見ますと、確かに苦しい状況で、一般会計からの繰入金をいただかないとなかなかという状況になっておりますが、そのほかに、今まで繰上充用金として、いわゆる企業でいえば累積赤字分がございます。そういったものを穴埋めしていかなくちゃいけないということでございます。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） すみません、まだ繰上充用金というのがいまいよくわかっていないんですけれども、累積赤字ということで今おっしゃいましたけれども、どれぐらいあるんですか。例えば国保では、やっぱり3億円ぐらい入れて、チャラにしてから都のほうに移管しようということになっていますけれども、こちらのほうでは累積だとどれぐらいあるのか教えてください。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 決算審査でもご説明しておりますが、約3億ということでございます。

○議長（土屋 博君） いいですか。

10番。

○10番（奥山博文君） 3億ということで、先の長いことだと思うんだけど、今、滞納者と

いうのはどれぐらい人数があつて、金額的にどれぐらいありますか。

○議長（土屋 博君） 税務課主幹。

○税務課主幹（川上明和君） 滞納金額は、国保税のほうは8,326万7,600円ということになっております。人数のほうなんですけど……

○議長（土屋 博君） 概略でいいよ。

○税務課主幹（川上明和君） 年度末の計算で、ちょっとお待ちください、合計で410名の滞納者になっております。

（奥山（博）議員「延べですか」の声あり）

○税務課主幹（川上明和君） はい、延べです。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第6、議案第18号 平成28年度八丈町国民健康保険特別会計予算は、原案どおり可決いたしました。

このあたりで、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時26分）

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 1時00分）

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第7、議案第19号 平成28年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 書類番号12番、国保の次、ピンク色の次になります。

1 ページをお願いいたします。

議案第19号 平成28年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計予算。

平成28年度、八丈町の浄化槽設置管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億147万9,000円と定める。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長(佐藤真一君) はい。

平成28年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4 ページをお願いいたします。

第2表、地方債ということで、起債の目的は、合併処理浄化槽整備事業を行うことで、50基の設置基数、基準額の約40%分に当たる1,750万円を起債するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は前年度と変わりませんので、説明のほうは省略させていただきます。

次に、歳入歳出ということで、7 ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、款の項目を中心に説明させていただきます。

1 款分担金及び負担金50万円。これは、事業所に浄化槽を設置した場合には、標準設置費の10%を設置者から分担金としていただくことになっております。その額を計上してございます。

次に、2 款使用料805万4,000円、前年度より142万4,000円の増。浄化槽整備事業で設置した浄化槽使用者からいただく使用料でございます。27年度までに設置した浄化槽の使用料に28年度設置分の使用料の上乗せを見込み、142万4,000円増として計上してございます。

次に、3 款国庫支出金2,220万3,000円、前年度と増減なし。平成25年度策定の生活排水処理基本計画に基づいた、平成28年度の計画基数50基分の国からの浄化槽設置交付金です。また、単独処理浄化槽の5基分の撤去費用に関する交付金も含まれてございます。

次の8 ページをお願いいたします。

4 款都支出金450万7,000円、増減なし。国と同様、50基設置の計画に対しての都補助金です。単独処理浄化槽撤去費の補助も同様に含まれてございます。

次に、5 款繰入金4,778万、56万3,000円の減。他会計繰入金、一般会計からの繰入金ですが、国庫・都支出金同様、設置基数50基で計上してございます。

次に、6 款繰越金1,000円。科目設定です。

次に、7款諸収入93万4,000円、60万円の増。下のページになりますが、延滞金と預金利子は科目設定のためのものですが、3項の雑入、これは浄化槽設置の工事費が町の補助基準額を超えた場合や、設置後、初回の法定検査費を個人が負担することになっていますが、その検査費などの過年度の個人負担分を雑入として計上しております。

なお、監査委員から指摘のあった増嵩経費については、全施工業者と27年度意見交換等を実施した結果、28年度からは設置者と施工業者との契約の変更となりました。

次に、8款町債1,750万、増減なし。50基分の合併処理浄化槽整備事業債になります。

以上、歳入合計、本年度1億147万9,000円、前年度9,951万9,000円、比較196万円の増でございます。

次のページ、10ページをお願いいたします。

ここから歳出になります。

歳出も款の項目を中心に説明させていただきます。

1款総務費2,386万3,000円、前年に比べて52万7,000円の増。職員3名の人件費や事務費のほか、次のページの1款最後の行に計上しておりますが、起債の償還のために歳入の都の浄化槽設置に係る補助金を減債基金へ積み立てていることになっていますが、その積立金439万5,000円との2つからなっております。

次のページをお願いいたします。

下のページです。

2款施設管理費965万円、128万5,000円の増。浄化槽法に基づいて行われる検査料、清掃委託料、保守点検委託料ですが、27年度に設置した分が合算されるための増額となります。

その下、3款施設整備費6,680万円、増減なし。浄化槽の設置基数を前年同様50基計画してございます。

次のページ、12ページをお願いいたします。

4款公債費96万6,000円、14万8,000円の増。合併処理浄化槽事業債の利息になります。

最後に、5款予備費20万円。

以上、歳出合計、本年度1億147万9,000円、前年度9,551万9,000円、196万円の増となります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 浄化槽の使用料の滞納というのはいないですよ、今のところ。

○議長（土屋 博君） あるかないか。

住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 浄化槽の使用料、残念ながらございます。

（奥山（博）議員「滞納あるの」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） はい。一応、最終見込みといたしまして、93万円ほど未収入となっております。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） これ処理はどうするの。集金に行かなくちゃいけないと思うんだけども。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 債権条例じゃないですけども、に従ってやるべきことをやって、収納に努めてございます。

（奥山（博）議員「がんばってください」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第7、議案第19号 平成28年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第8、議案第20号 平成28年度八丈町水道事業会計予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） それでは、資料の13をお願いいたします。

水道事業会計予算でございます。

1ページをお願いいたします。

議案第20号 平成28年度八丈町水道事業会計予算。

（総則）

第1条、平成28年度八丈町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（「第5条を除いて文言省略」の声あり）

○企業課長（沖山 昇君） はい。次のページをお願いいたします。

（企業債）

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

水道施設整備事業でございます。限度額1億9,000万でございます。

平成28年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

23ページをお願いいたします。

水道事業会計では、営業収益3億1,803万1,000円、一般会計からの繰入金、企業債にて予算を組ませていただいております。一般会計からの繰入金でございますが、水道事業収益には505万3,000円、資本的収入の部分に関しましては1,167万6,000円が計上されてございます。

下のページをお願いします。

収益的収入及び支出でございますが、1、水道事業収益4億3,903万1,000円、821万7,000円の増でございます。営業収益3億1,803万1,000円、172万5,000円の増でございます。2、営業外収益1億2,100万円、649万2,000円の増でございます。主なものとしたしましては、長期前受金戻入、こちらの1億1,538万3,000円で、634万9,000円の増となっております。

次のページをお願いいたします。

支出でございます。

水道事業費用。1、営業費用でございますが、1の原水費1,463万円、84万6,000円の増でございます。主なものとしたしましては、中ほどの手数料、水質検査等の手数料でございますが、こちらのほうが97万9,000円の減となっております。それから、その下の動力費、こちらのほうが実績に伴いまして197万9,000円の増となっております。

下のページをお願いします。

2、浄水費2,526万5,000円、61万2,000円の増でございます。こちらも主なものとしたし

ましては、委託料、こちら電気計装関係の委託料でございますが、保守点検関係が187万9,000円のこちらは減となっております。また、浄水費におきましては、今まで修繕費にて予算計上をいたしておりました大賀郷浄水場の膜交換の費用、こちらを新たに科目を設定しまして、特別修繕引当金繰入額というところに計上をいたしました。それでこちらのほうは659万2,000を計上させていただいております。

修繕費、大川浄水場のろ過砂の補充等を予定をしております。

次のページをお願いいたします。

配水及び給水費3,596万5,000円、289万3,000円の増でございますが、こちらのやはり真ん中ほどの委託料、こちらが配水管及び個人給水の漏水修理分が増加をしております。また、漏水調査でございますが、28年度におきましては、主に坂上の檜立地区、それから末吉地区を行う予定をしております。

4、業務費6,343万1,000円、203万3,000円の減。1枚めくっていただきまして28ページで、委託料でございますが、こちらは集金業務、それからシステム改修などが前年よりも減となっております。

それから次に、5、総係費1,303万8,000円、47万5,000円の増でございます。こちらは、手当、それから下のページになりまして、賞与引当金繰入額、こちらのほうの増となっております。

6、減価償却費2億3,666万3,000円、1,026万3,000円の増となっております。こちらは、有形固定資産の減価償却費が増となっている分でございます。

次のページをお願いいたします。

2の営業外費用でございます。3,055万円、298万8,000円の減。こちらにつきましては、1の支払利息及び企業債取扱諸費、こちらの企業債の利息と、それからページが飛びまして35ページの繰延勘定償却、こちらのほうの減でございます。

次に、3の消費税でございますが、消費税につきましては、293万2,000円で、49万円の増となっておりますが、消費税納付額の増というところでございます。

次の3の予備費につきましては、20万円、こちらは増減がございません。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。収入でございますが、1、資本的収入4億4,333万5,000円、2,386万円の増でございます。

1、企業債につきましては1億9,000万、150万円の増となっております。

2、一般会計補助金でございますが、1,167万6,000円、126万1,000円の増。こちらは坂上の簡易水道の企業債償還元金の補助でございます。

3、国庫支出金、国庫補助金でございますが、2,429万2,000円、477万6,000円の増でございます。こちらにつきましては、坂上地区の老朽管更新事業の補助金でございます。

4、都支出金2億1,736万7,000円、1,632万3,000円の増でございます。都の補助金でございますが、坂下地区の老朽管更新と、それから鴨川の導水管改良事業、それから機器の改修事業、それから坂上の老朽管と機器の改修事業の補助でございます。

下のページでございます。

支出。1、資本的支出5億6,337万6,000円、2,176万2,000円の増でございます。

1、建設改良費4億5,003万8,000円、1,528万4,000円の増。

1の配水施設費でございますが、4,177万2,000円、1,889万8,000円の減。こちらの主なものといたしましては、都道や町道の改修工事にあわせた配水管の改修工事、それから大川浄水場のろ過池の改修工事を予定しております。

次に、2、坂下地区上水道整備費2億5,035万5,000円、3,169万9,000円の減でございます。こちらの主なものといたしましては、工事請負費で、2本の配水管布設工事と導水管の改良工事、水道施設の機器の改修工事を予定しております。

次のページをお願いいたします。

坂上地区簡易水道整備事業費1億5,791万1,000円、6,968万7,000円の増。こちらにつきましては、配水管工事請負費で、2本の配水管布設工事と水道施設の機器の改修工事を予定しております。

2、企業債償還金、こちらにつきましては1億1,333万8,000円、647万8,000円の増となっております。

以上で水道事業会計の説明を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

1番。

○1番（沖山恵子君） 23ページの水道事業収益に絡めてちょっとお伺いします。

水道事業収益4億3,900万とおっしゃいまして、営業外収益と合わせましても5億5,000万ぐらいかなと……、違いますね。水道事業収益が4億3,900万ですね。それに対しまして11ページ、真ん中辺に企業債ということで、今まで発行された企業債プラス28年度に発行する

予定の企業債全部足して幾らかというところで、22億7,373万7,306円と書いてあります。収入が4億、5億円いかないぐらいで、企業債が二十何億あって、これって将来的に返済することができるものなんでしょうか。ちょっと教えてください。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） これにつきましては年度で計画をしております、それに基づいて償還、返済をしていくというところがございます。それに合わせた予算措置のほうもしていきたいというふうに考えてございます。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） すみません、返せる見込みがあるかということに関してはどうでしょうか。

毎年毎年新しいのを借りて、補助金をいただいて返済していくということはわかるんですけども、毎年これが減っているのか、毎年増えているのかというところで、多分、漏水箇所は増えますし、これからも起債は増やさないとやっていけないのかなと思うんですけども、将来、水道料を値上げしないといけないんじゃないかという話も出てきておりますが、そのときに、どれだけ町が頑張って経費節減をして償還しよう頑張っているか、これだけ頑張ったんだけど大変ですからということなのかというところで見込みを教えてくださいたいのと、例えば私は民間の会社に20年おりましたけれども、毎年もうからなくても赤字は出さないようにと一生懸命やってきました。1万円ですよと業者さんから言われたときには、すみません、お金ないので9,000円になりませんか、どうやったら安くなりますかということをご相談いたしました。

例えば役場でも、水道の工事もお金はもちろんかかるんですけども、同じ工事でも、材料を変えたりとか、やり方を変えたりとかすると安くなるかもしれません。その辺のところで見積りをとったり、いろんなことをして努力なさっているのかなというところで、私たちはこのように頑張っているけれどもこんなですというところがあるのかなのか、今後の見込みを含めてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 企業債につきましては、多少であります、増加をしているところでございます。これにつきましては、やはり老朽管、そちらのほうを変えていかなければいけないと。それに代えていくことによって、漏水の箇所を少しずつでもそちらのほうでも減らしていく。

それから3条予算におきましては、起きた漏水箇所についてはそれで3条予算のほうで修繕をしていくというところでございます。なるべくやはり場所の選定をきちんと明確にして、企業債をなるべく借りずに済む、それから、持ちこたえられるかについては、できるだけ延命化を図るという形での対策を今後も考えていきたいというふうには考えております。

ただ、漏水の場合には、やはり緊急性を持っている場合もあります。そういった場合には3条予算のほうでも対応いたしますけれども、計画を持っての老朽管の改修ということで、都、それからあと坂上に関しましては、今のところ国のご支援をいただき、改修を行うというところで今考えております。それに伴う企業債というのはどうしても出てきますので、それに伴うものに関しましては、やはり水道料金の値上げ等を踏まえまして、やはり企業ですので、企業努力をしながら対応していきたいというふうに考えてございます。

もちろん修繕費等でお金がかかる部分に関しましても、うちの職員での対応といいますか見積もり等もいたしまして、なるべく安く上がるような形をとるような話になってございますので、よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 大丈夫ですと言えればいいんだよ、ちゃんと。まだ不満なもの。大丈夫かと聞いているんだから。

○企業課長（沖山 昇君） そうですね、やはり技術的なところもございまして、そちらの職員のほうでの見方、そちらのほうでやはりなるべく支出のほうを抑える。それからあとは、運用の方法によりまして経費をできるだけ少なくしていくという取り組みを今、職員一同でやっているところですので、大丈夫です。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 大丈夫ですか。いいですか。

ほかに。

10番。

○10番（奥山博文君） 議長が大丈夫と言ったけれども、全然大丈夫じゃない。

企業債の利子5%以下となっているんだけど、今度マイナス金利になって利子は下がっていますか、企業債に関しては。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 残念ながら、今のところまだ変わるというところはございません。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 年間2,600万ずつ大体利子払っているんだけど、企業債が増えればなかなか新しい工事はできない。特に八丈町というのは、広範囲過ぎるんだよね、給水

地域が。だからどうしてもお金に係る。だから工事費も係るんで、水道料金は決して安くない。これだけ水が豊富なんだけれども安くないという、何かあるんだけれども、ぜひとも課長、気をつけていただいて、本当に大川浄水だけは早目に工事しなくちゃいけない。だけど、前に町長が言ったように、このままいったら企業債も借りられないよというような状況にあるので、ぜひとも節約するところは節約して、企業をやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 要望でいいですね。

○10番（奥山博文君） 要望です。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第8、議案第20号 平成28年度八丈町水道事業会計予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第9、議案第21号 平成28年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） それでは、緑色の用紙の次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第21号 平成28年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算。

（総則）

第1条、平成28年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによ

る。

(「第5条を除いて文言省略」の声あり)

○企業課長(沖山 昇君) はい。次のページをお願いいたします。

(企業債)

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。
こちらにつきましては、自動車購入事業といたしまして、限度額1,800万円を計上させていただきます。

次に、下のページになります。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条、重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産、自動車、貸切中型バス、1台、購入でございます。

処分する資産、自動車、乗合中型バス、1台、こちらにつきましては廃車といたします。

平成28年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

23ページをお願いいたします。

一般旅客自動車運送事業会計では、営業収益8,130万円、都補助金10万8,000円。それから一般会計からの繰入金、企業債などで予算を組ませていただいております。一般会計からの補助金は、運送事業収益に5,000万円、また、貸切中型バス購入のための企業債といたしまして1,800万円を計上させていただきます。

ちなみに、均衡につきましては、2,300万円となっております。

下のページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。

1、自動車運送事業収益。1、営業収益、運送収益でございますが8,130万円、こちらにつきましては64万5,000円の増となっております。

次のページをお願いいたします。

2、営業外収益でございますが、5,073万8,000円、178万7,000円の減となっております。主なものといたしましては、2の一般会計補助金でございます。先ほども申し上げましたが5,000万円となっております。

次の4の長期前受金戻入でございますが43万円、178万7,000円の減でございます。

次に、支出。

自動車運送事業費用1億2,850万4,000円、78万5,000円の増となっております。

1、営業費用1億2,281万2,000円、94万円の増。

1の運転費でございますが7,527万6,000円、80万5,000円の増でございます。主なものとしたしましては、人件費に係る増でございます。

下のページの2、車両修繕費676万6,000円、20万5,000円の増。これにつきましては、次のページの外注修繕費、こちらが保有台数の増によりまして増加をしております。

3、その他修繕費7万6,000円、こちらの増減はございません。

4、減価償却費1,646万1,000円、111万2,000円の増。こちらにつきましても車両分の増の分でございます。

5、自動車損害賠償責任保険104万8,000円、こちら車両が増加した分の増でございます。

その下のページの10、一般管理費1,395万8,000円、132万2,000円の減。主なものとしたしましては、次のページにあります。28ページにあります中ほどの退職給付費、こちらの減によるものでございます。

続きまして、下のページになります。

2、営業外費用。1、支払利息及び企業債取扱諸費でございますが、12万9,000円、2万5,000円の減となっております。こちらは支払利息が2万5,000円減となっております。

それから、消費税でございます。消費税は、納付額が23万4,000円の増で、358万8,000円でございます。

3、特別損失。こちらは67万3,000円、36万4,000円の減。固定資産除却の減でございます。予備費20万円、こちらにつきましては増減はございません。

次のページをお願いいたします。

30ページです。

資本的収入及び支出。

収入。1、資本的収入、企業債1,800万円、200万円の減でございます。貸切中型バス購入の企業債でございます。

支出。1、資本的支出3,459万3,000円、259万9,000円の減となっております。

1、建設改良費でございますが、1の固定資産購入費といたしまして、貸切中型バスの車両の購入分でございます。それから2、企業債償還金、こちらが1,536万5,000円、79万2,000円の増となっております。

以上で一般旅客自動車運送事業会計の説明を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

9番。

○9番（奥山幸子君） 路線バスについて伺いたいんですが、末吉が終点で、坂下から上って行って、末吉まで行って、その後、回送で帰ってくるんですよね。以前は何か、人に聞いたんですけれども、中之郷にとまって、翌朝また末吉まで行ってということをしていたらしいんですよね、それが今はどうしてなくなったのかというのと、あと、回送で帰ってくるのではなくて、車庫まで人を乗せるべきじゃないかなと思うんですけれども、少しはその利便性が上がるんじゃないかなと思うんですけれども、どうですか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 以前、すみません、何年前かがちょっとはっきり私もわかりませんからお答えできないんですが、実は中之郷の交差点、信号がございましてね。あそこの近くに車庫をお借りしておりました。路線バスを1台そこに置いて管理を、車庫として使っておりました。

運転手が朝、個人の車でその車庫まで行って、それからバスに乗り換えるというふうな形でやっておりましたが、その車庫をお返しすると、個人の土地をお借りしておりましたので、お返しをするということで、出発を今の旧役場のところからの出発というふうになったという経緯を私のほうでは聞いております。

それからもう一点、末吉からの帰りの分ですね、末吉で終点で終わるのが大体6時ぐらいになりますが、それで中之郷の車庫までを、つまり車庫への帰車という形になったと、その結局延長上で、旧役場まで今現在戻るという形で、一応その路線の運行時間を、路線としての運行をしていないと、そのまま延長したのではないかなというふうに思います。

末吉の最終が、今申し上げたように6時ですので、それから移動というところまでのことを今現在、そのまま、なしで車庫に帰るといった形をとらせていただいているという状況です。前の中の郷の車庫からの帰りと同じという考え方でやっているというところです。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 中之郷の車庫の件はわかったんですけれども、末吉から帰るときに、温泉からね、温泉は何時までやっているんだっけ、8時ぐらいまでやっているんですよね。そうしたらその方も乗せられるんじゃないかなと思うんですけれども、そういう決まりで乗せられないんですか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 一応、路線バスの場合には、運輸局のほうに運行時間を提出をしていますので、その間での運行形態ということで今現在行っているところです。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 一住民としては、そういう細かい規則はわからないので、もったいなから人を乗せたらどうかと思っているので、その辺、もしできれば、そうしていただけたらありがたいなと思います。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） そうですね、現場のほうとまた、そこいら辺は相談しまして、考えていきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） 13番。

○13番（水野佳子君） 27ページの旅客誘致費について伺いたいのですが、これ50万予算を計上されておりますけれども、今年度は町長みずから金沢、岡山へ行かれて、観光誘致というか八丈のPRをしてくれたので、トップセールスということで、よかったなと思っています。

それで今年度は、企業課としてはどちら方面に集客というか、観光客の誘致に行かれたんでしょうか。そしてまた、この50万、来年度計上しておりますけれども、来年度はまたどちら方面に観光の誘致ということで行かれるんでしょうか。その観光客の誘致ということについては産業観光課もしていると思いますし、この旅客誘致費というのは企業課としてまた独自に予算を出していると思うんですけれども、やはりできましたら産観と企業課と関係をとって、ばらばらではなくて、より価値的な誘致をされることが望ましいと思うんですけれども、質問ですが、今年度はどちらに行かれたでしょうか。それと、来年度はどちらに旅客誘致ということで行かれるのか教えていただきたいんですが。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） まず今年度、27年度におきましては、1回目は、産業観光課と一緒にドッキングして行っております。企業課、バスの担当の職員分を実はここの観光誘致費で見っております。行った先につきましては産業観光課と一緒になんですが、大阪、名古屋、岡山、福岡、そちらの関西方面のほうを産業観光課と一緒に伺っております。

一応、バスの申し込み等、やはり多いところ、もっと送ってくださいというお願いも込め

まして、そちらの関西方面も伺っております。

それからあと、企業独自で実は東北、それから北海道まで足を伸ばしました。おかげさまで北海道からもツアーのお客様が1団体ですかね、ちょっと寂しいんですが、来ていただいているという実績もございます。

単年度でやはり終わってもいけないと思いますので、28年度につきましても、やはり産業観光課と一緒にいく場所も考えつつ、それからあと企業課独自では、やはり東北、それから北海道のほうもできれば伺って、集客のほうできればと思っておりますので、よろしく願いします。

○議長（土屋 博君） 13番。

○13番（水野佳子君） 要望です。当然、民間のスポーツ団体の方とか、個人的にも八丈町のPRということで、自費でいろいろやってらっしゃるという方も話を聞いておりますので、町としてもぜひ産観と企業課と関係をとって、ぜひそういう誘致の活動は進めていただきたいと思います。要望です。よろしく願いします。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第9、議案第21号 平成28年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第10、議案第22号 平成28年度八丈町病院事業会計予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） それでは、黄色い用紙の次になります。

病院事業会計予算書でございます。

1 ページをお願いいたします。

議案第22号 平成28年度八丈町病院事業会計予算。

(総則)

第1条、平成28年度八丈町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(「第5条を除いて文言省略」の声あり)

○企業課長(沖山 昇君) はい。それでは次のページをお願いいたします。

(企業債)

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

こちらにつきましては、病院施設整備事業におきまして、限度額200万円。それから医療機械器具整備事業でございますが、こちらにつきましては3,160万円。合計3,360万円の起債の明細でございます。

次に、下のページをお願いいたします。

重要な資産の取得及び処分でございます。

第10条、重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

取得する資産、医療機器でございますが、多項目自動血球分析装置、こちらを1台購入いたします。

次のページをお願いいたします。

平成28年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次は26ページをお願いいたします。

病院事業会計では、医業収益9億7,410万8,000円、それから都補助金、一般会計からの負担金及び補助金、それから企業債などにて予算を組ませていただいております。一般会計からの繰入金でございますが、収益的収入に1億5,641万2,000円、資本的収入に9,437万7,000円の計上をいたしております。

均衡につきましては1億8,500万円となっております。

それでは、収益的収入及び支出のほうの説明に入ります。

1、病院事業収益13億3,148万4,000円、2,972万7,000円の増。

1、医業収益9億7,410万8,000円、3,916万5,000円の増でございます。

2の医業外収益でございます。3億5,737万6,000円で、943万8,000円の減でございます。

主なものとしたしましては、一番下になります7、長期前受金戻入、こちらが3,619万円でございますが、943万8,000円の減となっております。

次のページをお願いいたします。

支出。1、病院事業費用13億2,595万7,000円、3,076万1,000円の増でございます。

1、医業費用でございます。12億8,300万7,000円、こちらは3,356万4,000円の増でございます。

1、給与費でございますが、5億3万1,000円、226万2,000円の増となっております。こちらの主なものといたしましては、給料、それから手当、人件費に係るものが増となっております。

下のページになります。

2、材料費1億7,910万2,000円、824万9,000円の増でございます。こちらにつきましては、薬品費が増となっております。

3、経費4億222万8,000円、2,370万2,000円の増でございます。

次のページの中ほど、賃金、こちらが649万6,000円の増で、8,227万5,000円。

次の下のページの燃料費、こちらにつきましては239万8,000円の減の1,632万9,000円となっております。

次に、手数料、346万2,000円増の2,097万9,000円でございます。

次に、委託料が318万4,000円増の1億6,637万7,000円となっております。

次のページでございますが、修繕費、こちらにつきましては1,155万6,000円増の2,246万4,000円でございます。こちらにつきましては、職員寮の外壁の塗装工事等によるものでございます。

下のページをお願いします。

4、管理費5,441万3,000円、312万4,000円の増。主なものといたしましては、中ほどの退職給付費、こちらが3,648万6,000円で、300万3,000円の増となっております。

次のページをお願いいたします。

6、減価償却費1億4,216万8,000円、368万9,000円の減でございます。こちらは有形固定資産減価償却費の減でございます。

2、医業外費用でございます。4,275万円、280万3,000円の減でございます。主なものといたしましては、1の支払利息及び企業債取扱諸費、こちらが285万2,000円減の3,101万2,000円でございます。

3、予備費につきましては、2,000円で増減はございません。

次に、資本的収入及び支出でございます。

収入。1、資本的収入、企業債でございますが、こちらが3,360万円、5,340万円の減でございます。こちらにつきましては、病院施設整備事業と医療機械器具整備事業の企業債でございます。

次のページをお願いいたします。

2、一般会計負担金9,437万7,000円、207万4,000円の減。こちらにつきましては、企業債償還元金の負担金でございます。

3、都支出金3,942万7,000円、345万9,000円の増。都補助金でございますが、企業債償還元補助と医療機器購入補助でございます。

4、他会計補助金270万円、こちらは270万円の増でございます。他会計からの医療機器購入の補助でございます。

次に、支出。資本的支出2億1,812万6,000円、6,081万9,000円の減でございます。

1、建設改良費3,983万3,000円、5,846万8,000円の減でございます。

1の建物整備費でございますが、こちらは透析室のエアコンの設置工事を予定をいたしております。

2の固定資産購入費でございますが、3,718万5,000円、95万2,000円の増でございます。こちらにつきましては、多項目自動血球分析装置、それから超音波骨評価装置等の購入を予定をいたしております。

下のページです。

2、企業債償還元金、こちらにつきましては1億7,829万3,000円、231万5,000円の減となっております。

以上で病院事業会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 大変厳しい会計だと思うんですけども、さっきエアコンという購入の話が出ましたけれども、細かくてすみませんけれども、結構安く購入していますか。エアコンというのは通販でも何でも結構安いんだけども、金額的にどうなんだろう、定価でまさか仕入れてはいないと思うけれども。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（和田一宏君） もちろんこれにつきましては入札ということになりますので、安くは仕入れられると思います。ただし、今回の透析室に関しましては、非常に大きな部屋ですので、普通のエアコンでは間に合わないということでございます。ただし、これにつきましては院内でも、一応260万という予算を上げておりますが、ちょっと高過ぎるのではないかとということで、今年度もう一度、認めてもらいましたらもう一度精査をしまして、もうちょっと安い物が仕入れられないか、またエアコンが本当に必要なかどうか、湿気が非常に多いということで、患者さんが暑いということがあるようですので、除湿器等で対応できないかどうか、そういったことを検討していきたいと考えております。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） エアコンがだめというわけじゃなくて、エアコンは入れたほうがいいんだけど、透析なんて結構長い時間やるので、夏場は大変だと思うのでぜひとも、購入する場合、こういう電気、ほかの全てにかかわるんだけど、入札するからもちろん安く購入はできると思うんだけど、ぜひともなるべく安く抑えてやれるように努力してください。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） 今のエアコンに関してなんですけれども、これ多分、大きなものを1つ買おうと思っていらっしゃるんじゃないかと思うんですけれども、例えば大きい部屋でも、このような部屋でも、小さいのを3つつけたほうが、大きいものを1つ買うより安いという場合もありますよね。もし検討なさるんでしたら、そういうような大きいものを買うんじゃなくて、小さいものを多数つけて、ついたり消したり細かく、2機動くときもあり、3機動くときもありというような形で使われたほうがもっと安くなるんじゃないかと思うんですけれども、そのようなことも含めてのご検討をお願いします。要望です。

○議長（土屋 博君） 要望でいいですか。

（沖山議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

7番。

○7番（菊池睦男君） 総体的な質問なので、ページがどこかということではないんですが、国が進めている制度の問題で、管理者なり事務局長はもし把握していれば教えてほしいんですけれども。

医療と介護の相互確保推進法というのがあって、これに基づいて2016年度の介護報酬制度

が今度変わるわけです。今年改定されて値下げになるんですね、1.0%の値下げになると。これ8年ぶりだということなんだけれども、これによって人件費、医師や看護師、薬剤師、あるいは技術料が抑えられるということを知っているわけです。さらに医薬品や医療材料費も大幅な削減になるということなんだけれども、こういう改正が進むと、病院側と、それから住民のほう、患者のほうにとってはどういう影響が及ぶのか、やさしく教えていただけますか。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 来年度、平成28年度4月に診療報酬の改定がございます。残念ながら当初予算には間に合いませんでしたので、診療報酬の改定はこの当初には反映させておりません。

診療報酬については、診療報酬本体がプラス0.49%、薬価がマイナス1.22%、診療材料がマイナス0.11%ということで、本体は多少上がりますが、薬価と材料費を含めると1.33%マイナスということになりますので、薬代等については、患者様には多少なりとも安くなるのかなと思っております。ただ、1%という世界ですので、どういったことで影響が出るのかというのはちょっと想像がつかないというところでございます。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 病院の経営にとってはどうなんですか。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 病院の経営にとっては、本体がプラス0.49%ということで、薬のほうはマイナスですが、院外処方ということで病院の中ではほとんど出しておりませんので、病院の経営にとっては多少なりとも0.49%プラスと考えております。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 医師や技術陣のが切り下げられるということになるわけだから、そうすると、かなりそういうスタッフを雇いづらくなるんじゃないかというようなことも考えられますよね。そうすると、スタッフの人的な採用という点での影響は生じないんですか。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 病院の給与については、町の条例でございますので、直接影響はないと考えております。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 制度の変更で、例えば急性期とか回復期とか慢性期、その医療機能に

よる変更というの進むわけなんだけれども、それが当病院についてはどういうふうに変わっていくのかという問題ですね。

それから、かかりつけ医とか、かかりつけの薬剤師とか、いろいろそういうことも言われているわけですよ、この法律の改正の中身には。そういうものは八丈病院でどのような対応になっていくのか。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 今年度、平成27年度に東京都のほうで地域医療計画というプランをつくりまします。これで2次医療圏の病床機能、これを調査しまして、病床機能の分化、今はほとんどが都内のほうでは高度急性期の病院が多いようですが、そういったものが2025年に向けてどう変わっていくのかという分析を行います。ただし、東京都の場合は急性期の病院が足りないという情報を今のところ聞いております。

八丈は島嶼医療圏ということで、大島から小笠原までの中の島嶼医療圏に入っております。病院は八丈ただ一つということですので、その辺の機能等は今までどおりと我々は考えておりますが、この東京都の地域構想を受けて、来年度、経営改革プラン、これを策定いたしますので、その中に何がしか反映されるということで考えております。

かかりつけ医の問題につきましては、当病院は今までと対応は変わらないというふうに考えております。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 医療の制度が大きく変わろうとしているんだけれども、これはざっくり言えば、伸びすぎる医療費を削減するための国の締めつけになるわけです。これが病院事業者のほうにとっても、利用する住民のほうにとっても、双方にとって打撃になってくるというふうに言われているわけなんだけれども、八丈島でさほど心配はしていないというふうな判断ですか。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 依然として厳しい経営状況にありますが、今回の件でそれほど影響はないというふうに考えております。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） それでは具体的な質問をしますが、産婦人科があるわけだけれども、これもやっぱりそういう医療の改正による話なのかどうなのか、ある筋から、産科が八丈島は将来は廃止するというような情報を聞いたんです。そういうようなことは予想されるもの

ですか。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 確かに産科に関しましては、現在、助産師が1名ということで、足りていない状態にあります。ですので、我々としてはスタッフを確保して、今後も、うちは聖マリアンナ医科大学病院というところと提携をしておりますので、平成29年度には、その病院から研修医を1カ月、当院で受け入れるというような計画もありますので、そういったところと関係を図りながら、産婦人科は決して廃止してはいけない科だと考えております。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 助産師が不在だというようなことがそういうふうに出ているのかどうかちょっとわからないんだけど、人口ビジョンでも、安定して八丈島で出産ができて子供を増やそうというような状況に、決して産科をなくすということは、これは許せない話だというふうに思うんです。そういった意味で、そちらの産婦人科を含めて頑張ってもらいたいというふうに思うんですが。

それから、付添人の宿舎の問題なんだけれども、これが今、島嶼会館もとりにづらいし、ホテルもご承知のように、オリンピックだの、外国人の観光で非常にとりにづらくて非常に困っているというような話があるんです。これは八丈だけではなく、伊豆諸島、共通した課題だろうというふうに思っているんですけども、これは歴代の町長の課題でもあったわけなんだけれども、付添人の宿舎を、本当なら10部屋ぐらいは必要じゃないのかなというふうに僕は思っているんですけども、どういような今、進捗状況ですか。

○議長（土屋 博君） 町長。

○町長（山下奉也君） 島嶼会館か広尾の話かどっちかわからないんですけども、島嶼会館はそんなに今、そういう関係で行く場合は優先して入れていますので、そこで断られたという話は聞いていません。

あと、広尾のほうは今、3部屋が今度、5部屋になるのかな、そういうことで都議会の三宅先生も頑張っていて、今度そういうことをやっていますので、島嶼会館の件につきましては、何かありましたら連絡いただければと思います。今のところ私のほうへそういう苦情が来たというあれはないです。

（菊池議員「文句が来ていたので」の声あり）

○議長（土屋 博君） どっちだい、こっちだい。町立病院の付き添いじゃないだろう。今の付き添いはこっちだろう、今のは。

(菊池議員「都立病院だよ」の声あり)

○議長(土屋 博君) 都立病院だよね。

7番。

○7番(菊池睦男君) その困った例を聞いていないというんですけれども、実は私が聞いたんですよ。非常に、それでなくても島嶼会館というのは予約率が高いところなんでしょう。80%、90%以上ぐらいじゃないですか。したがって、その人は泊まる場所がなくて、知人のところへ行ってお世話になったという話で、非常にあれですよ、だから予約をするときにどういう折衝をするのかというようなこともあるとは思いますが、そういうふうに島嶼会館で付添人の人のための宿舎は確保しているということであるなら、やっぱりそれも公に周知してほしいんです。その人がそういうような交渉をしないで入れなかったかもしれないし。また聞いてはみませけれども。

そういうようなことで、町長、決して万端整っているというわけではないと思いますよ。今非常にとりづらいというじゃないですか。だから、そういうようなことも含めて、町村会でも宿舎については増やすということで、それが5部屋になったんですね、もう既に。

○議長(土屋 博君) 町長。

○町長(山下奉也君) 勘違いしないでください、島嶼会館の話と広尾の話とは別ですから。

(菊池議員「それはもちろんわかっていますよ」の声あり)

○町長(山下奉也君) ですから、広尾が3部屋で、今まで広尾に入院した人に付き添いの人が泊まれないという話がありましたから、それは3部屋を5部屋に、三宅先生が広尾へ話して、今度から5部屋確保するという話をしています。

あと、島嶼会館は、連れて行って次の日入院するとか、その部屋は2部屋確保していますので、車椅子もちゃんと入れる部屋、そこはそういう人は優先して島嶼会館入れますので、そういう部分は話してください。

○議長(土屋 博君) 7番。

○7番(菊池睦男君) ここで俺と町長とやり合ってたって物事は進まないのであって、患者の人たちがそういうような困っている状況を私は把握しているんですよ。したがって、大事なことは、島嶼会館にも2部屋用意していると、それから広尾のほうには今度5つ部屋を用意しているということでしょう。そういうことがありますよということを患者が知り得るように周知してくださいということなんですよ、それは。例えば病院の窓口にとるか、あるいは何かの機会を通じてね。だって、これは八丈島だけじゃないわけだから、伊豆諸島がある

わけだからね。相当これは困っているという例を聞きますよ、僕は。三宅島の人たちからも聞くこともあるし。

○議長（土屋 博君） 事務長のほうでちゃんとやるように。

事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 救急搬送の場合にはそういったご案内も差し上げております。

そういったご案内をペーパーにして差し上げております。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

ほかに。

1 番。

○1 番（沖山恵子君） 27ページのその他の医業外収益に絡んでご質問いたします。

病棟のテレビとジュース代等で314万円の収益が上がっております。なかなか本業のほうでの収益を上げるのは大変だと思うんですけども、こういうほかのところの収益ということで、例えば東京の病院ですと、パジャマとかバスタオルとかをレンタルする業者があるんですね。私が入院したときもそういう業者さんを使ったんですけども、八丈もご高齢の方が増えて、洗濯が大変な方もいらっしゃるかと思うんですけども、そういう事業を始めるとか、業者さんを入れて手数料を取るような形で病院の収益が上がったらいいのかなと思うんですが、そのようなことは考えられないでしょうか。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 今のご質問ですと、そういった業者があるということであれば、検討はいたします。ただし、本当にあるのかなという気もいたします。ただ、病棟のほうでは、患者がお持ちでない場合には浴衣も売っていると。売っているというか、浴衣のほうを用意しているというような状況もございます。

○議長（土屋 博君） 1 番。

○1 番（沖山恵子君） 業者があるからということではなくて、こういうことが可能ですよということを広く宣伝すれば、島の中でそういう業者さんも生まれるかもしれません。ただ、病院がそういうことをできません、やらないよというのと、可能であればできますよということとは違うと思うので、もし可能でしたらば、業者さん、そういうことも可能ですよということを町なり病院のほうから広く外に知らしめてほしいと思います。

それで業者さんが出なかつたりとかしたら、それはそうですけれども、例えば受付でも東京の業者さんが来ていますよね。都内の業者さんが島のクリーニング屋さん委託してやる

かもしれないですね。何かそういうような、少しでも収益が上がる方法を考えていただいたほうがいいんじゃないかなと思って言いました。

以上です。

○議長（土屋 博君） 要望、それとも答弁出せますか。

○1番（沖山恵子君） じゃ、答えをお願いします。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 東京の病院の場合には、販売機等でたしかやっていると思うんですが、うちの病院はそういった販売機を置くスペースもございませんし、検討はいたしますが、なかなか難しいことかなと考えています。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） すみません、売ることをおっしゃっているようですが、私が言っているのはクリーニングの話です。パジャマとかバスタオルとかを全部まとめて1日500円なり1,000円なりで貸してくれて、毎日取りかえてくれるサービスがございます。島でも業者さんが参入したらそういうことを病院はやってもよいのか、いや、そんなことは困るということかということでお伺いしております。

○議長（土屋 博君） 企業管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） ただいまの件につきましては、実際どういうふうに行けるか、とにかく内部で検討して、これから先進めていくようにしたいと思います。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第10、議案第22号 平成28年度八丈町病院事業会計予算は、原案どおり可決いたしました。

どうでしょう、切りがいいところで休憩しますか。

（「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） 2時半まで休憩いたします。

（午後 2時14分）

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 2時30分）

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第11、議案第23号 八丈町行政不服審査会条例を上程いたします。

総務課長。

○総務課長（山越 整君） それでは、書類番号が14でございます。書類番号14をお願いいたします。

議案第23号 八丈町行政不服審査会条例。

上記議案を提出する。

平成28年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。行政不服審査法の改正に伴う八丈町行政不服審査会の設置に関し、必要な事項を定めるため本案を提出します。

ページをおめくりください。

八丈町行政不服審査会条例ということで、これは今までになかったものを設置をするということになりますけれども、次の議案にも関係がございます。

行政不服審査法という国の法律の改正がございました。今まで、例えば住民の方に八丈町が何かしらの決定をしたときにご通知を差し上げます。そうすると、大概そのご通知の下のところであったりとか、別の枠のところ、この通知を受け取った日から60日以内に不服があれば申し出てくださいますとか、そういった注釈が書いてあると思います。そのところの不服の申し立ての仕組みが、この行政不服審査法が変わることによって少し変わります。

今まででは、不服の申し立てであったりとか、審査の請求とかという、そういった2本立ての不服のルートがありましたけれども、この改正によって、今回からは審査請求ということに一本化されるというのが1つ目のポイントになります。

そして、その審査請求をする期間が、今までは大概60日以内だったのが、3カ月以内というふうに期間が延びます。ですから、期間の猶予が非常に長くなって、受け取った方が考え

てからお申し出をするという、そういった時間が長くなるということになります。

そして、今回のこの行政不服の審査会ということで、その審査請求を受ける場所ということで、第三者の機関をこれによって設けますよというのがこの条例になります。構成メンバーはその時々々の案件によって3名以内集めますという内容になっています。ですから、これは常設ではなくて、非常設という形になります。

附則のところにも書いてありますけれども、これは非常設ではありますけれども、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例というところに、この行政不服審査会の委員さんの報酬ということで1万1,800円を設定したいということもつけ加えてあるということになります。

こちらはこの4月1日から施行ということで、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

1番。

○1番（沖山恵子君） すみません、この費用弁償に関してなんですけれども、1万1,800円は毎月ということですか。1回会議を開くごとということですか。

○議長（土屋 博君） 総務課長。

○総務課長（山越 整君） これは一回一回ということになります。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第11、議案第23号 八丈町行政不服審査会条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第12、議案第24号 八丈町行政手続条例等の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（山越 整君） ただいまの次をお願いいたします。

議案第24号 八丈町行政手続条例等の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成28年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。行政不服審査法及び行政手続法の改正に伴い、関係条例を整備する必要があるので、本案を提出しますということで、ページをおめくりください。

八丈町行政手続条例等の一部を改正する条例ということで、八丈町の行政手続条例ほか、幾つかの条例の改正ということを含んでおります。

この改正は、先ほどご説明したとおり、行政不服審査法という形でその審査請求に一本化されること、それから60日以内が3カ月になること、それから行政不服の審査会というところで審査をしますよという関係を、所要の条例の文言の訂正であったりとか、文言の改正、そういったところをするというのが今回の条例の改正の趣旨になります。

それからあと、中に固定資産の評価審査委員会の条例の一部の改正も入っていますけれども、国の法律でいうのは大枠のところでの審査請求を一本化しますということで、この固定資産の評価審査委員会のように、個別の事案については固定資産の評価委員会で審査しますよとかというふうに、それぞれ個別のものはまた個別でちゃんと審査会が設けられますというところがポイントになっていますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第12、議案第24号 八丈町行政手続条例等の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。
-

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(土屋 博君) 続いて、日程第13、議案第25号 八丈町町税条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、税務課長。

- 税務課長(奥山 勉君) それでは、続きまして次のページをごらんください。

議案第25号 八丈町町税条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成28年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。行政不服審査法及び行政手続法の改正並びに地方税法の施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令の公布に伴いまして、条例を改正する必要があるので、本案を提出します。

条例の朗読は省略させていただきまして、内容につきましては、第4条、第18条の2につきましては、行政不服審査法等の改正に伴う文言の修正でございます。また、第51条、第139条につきましては、番号法の施行に伴いまして、減免申請等に個人番号や法人番号を記載するという規定でございますが、個人の住民税と特別土地保有税は納税者からの申告等があるため、これに後続する事務手続となる減免申請につきましては、この個人番号を記載しなくてもよいとするものでございます。

施行日が、まず公布の日から施行ということですが、第4条と第18条の2につきましては平成28年4月1日施行となります。また、きのう予算審議の中でお話ししましたように、法人町民税の税率を含んだ地方税法の改正法案が現在国会において審議されてございます。そのため、今後の状況によりましては、町税条例の改正の専決処分をさせていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

- 議長(土屋 博君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第13、議案第25号 八丈町町税条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第14、議案第26号 八丈町手数料条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長(山越 整君) ただいまの次をお願いいたします。

議案第26号 八丈町手数料条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成28年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。行政不服審査法の改正に係る審査請求関係提出書類等の写しの交付手数料及び地方自治法第227条の規定による農地台帳の閲覧等手数料について、条例で定める必要があるため、本案を提出しますということで、ページをおめくりいただきまして、八丈町手数料条例の一部を改正する条例ということで、行政不服審査法関係でいきますと、審査の関係の交付ということで、コピーとかした場合は料金ということで、白黒で30円、カラーで80円という料金設定をお願いしたいと思います。

それからあと、農地法の関係でいきますと、農地台帳の閲覧の関係とかそういったところということで、450円という手数料をお願いしたいということでの改正でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長(土屋 博君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第14、議案第26号 八丈町手数料条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第15、議案第27号 八丈町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長(福田高峰君) 次のページをお願いいたします。

議案第27号 八丈町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例。

平成28年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。給付型奨学資金制度の創設に伴い、条例を改正する必要があるので本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

この条例の改正につきましては、次の議案の奨学資金貸付条例の改正で給付型奨学金を創設するのに伴いまして、条文を改正するものでございます。

まず、題名を奨学資金貸付基金条例から奨学資金基金条例というふうに改め、また、給付型に対応できるように、第2条第3項に、ただし、奨学資金の給付に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができるとしてございます。

附則。この条例は平成28年4月1日から施行する。

以上です。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第15、議案第27号 八丈町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第16、議案第28号 八丈町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 次のページをお願いいたします。

議案第28号 八丈町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例。

平成28年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。給付型奨学資金制度の創設に伴い、条例を改正する必要があるため本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

まず、題名を八丈町奨学資金条例に改めます。

第1条としまして、大学若しくは専修学校又は看護師、助産師、薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師若しくは理学療法士の国家資格を取得できる学校に在学し、成績優秀、心身健全な島内の学生に対し、奨学資金を給付又は貸付けし、町の将来を担えるような人材を育成し、定住化を図ることを目的としております。

次の第2条に、給付又は貸付けの資格ということで、第2項に新たな貸付けの要件について

てうたっております。第2条の第2項で、給付を受ける者は、卒業後、別表1に定める各条件を満たす意思を有していなければなりません。

飛びまして、次の次のページ、表になります。別表第1ですけれども、まず大学、専修学校の就労の条件につきましては、島内での就労ということで、12月の議会では、最初は農業分野からということで説明いたしましたけれども、再度検討した結果、目的は定住化の促進であり、漁業や観光業や公務員など、全てにおいて対象としてございます。

別表の中ほどになります。島内に帰ってくる前に、就業の猶予期間として島外で1年、島内で2年としております。これについては、島外での1年間については島に帰ってくる準備期間でありまして、島内での2年間は島での受け皿を考えたものとなっております。ただし、島外での1年間の期間につきましては、給付を受けた者が大学院に入学したり、外国に留学したり、技能または能力の向上等の理由により申し出があり、適当であると認めた場合には、最長5年まで延期できるよう規則で定めるよう考えてございます。その後、島内で就労ということで、3年の就労となっております。

続きまして、その下、医療系技術学校のほうにつきましては、これまで町立八丈病院のみだったんですが、さらに島内での医療機関や社会福祉施設にも幅を持たせ、国家資格の取得猶予期間3年とし、取得後は島内で3年間就労することが条件となっております。この医療職につきましても、申し出があった場合には最長5年間の島外での猶予期間を設定するよう規則で定めたいと考えております。

貸し付けについては旧制度と同じですので、別表3で金額が定められておりますが、これは旧制度を踏襲したもので、医療技術職につきましては国立、公立学校については8,000円、私立の学校は1万7,000円のアップとなっております。

附則。この条例は平成28年4月1日から施行します。

以上です。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） これ、給付型を、最初は八丈へ帰ってくる予定だったんだけどやっぱりやめたとなった場合、これはどうなりますか。一括で返済しなくちゃいけないのか、分割でいいのか。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 島に給付で最初申請した者が戻れなかった場合には、貸し付けとなりまして、卒業後1年間の猶予期間を経た後に、分割で返納が可能となっています。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） 枠としては、何人ぐらいの枠を検討しているのでしょうか。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 基金が今2,000万ありまして、その中で実際に貸し付け等を出している金額がありますけれども、1,000万ほどはまだ余裕があるということで、15名から20名弱は、まだ1年間は給付できる枠はあるということで、その申請があった実績に基づいて基金を翌年度積み立てるということで、よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） 別表1の医療系技術学校のことでお尋ねしたいんですが、1番の看護師から7番の理学療法士まであるんですけども、ここに書いていないんですが、例えば専門学校で柔道整復師という国家資格もあるんですが、そういった技術取得者はここに該当するのかどうか。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） そういった学校は、大学あるいは専修学校のほうで対応ということで考えております。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 最初の発足の時点での説明では、第一次産業の人材確保ということで、大学名まで出して特化した計画でしたよね。それがだから、大きく農業系以外にもシフトしたというような形になるわけですね。

それで、例えば農大の枠が発生したと。そこを希望する学生が行きたい場合には、別表2の大学というところでその部分はフォローしているということですね。あるいは文化系の大学も全てこの大学の中に言い尽くされているということですね。はい。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） すみません、既に大学に入った、またはこの4月に入りますけれども将来島に帰ってくる意思があるので、来年度、2年生から借りたいとか、そういうことは可能なのでしょうか。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 今現在借りている方、あるいは2年から給付を希望される方に対

しましても、この制度は対象とさせていただきます。

○議長（土屋 博君） 1 番。

○1 番（沖山恵子君） 旧育英会、今は何て言うか知りませんが、その場合には、学歴じゃなくて何ですか、優秀な人ということで、平均点が何点何以上とかあるんですけども、そのようなこともなく、どなたにでも貸し出していただけるのでしょうか。

○議長（土屋 博君） 答弁を求めますか。

○1 番（沖山恵子君） はい。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） やはり審査は行いまして、申請をしていただきましたら、教育長あるいは教育委員のほう 4 名、合計 5 名による奨学資金学生選考委員会において、申し出の出されたものの判定を行いまして、これは家計とか、成績とか、そういったことを総合的に判定を行いまして、決定をするものでございます。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第16、議案第28号 八丈町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第17、議案第29号 八丈町多目的ホール（集会施設）設置条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 議案第29号 八丈町多目的ホール（集会施設）設置条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成28年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。多目的ホールの使用料について、条文の整備を行う必要があるので、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

本条例の改正につきましては、控室の利用と練習の利用について、午後10時から翌日の9時までの時間外の利用について明記されていなかったため、夜間の時間区分の1時間当たりの額としまして、その額に10分の2を乗じて得た額を合算した額というふうに条文で明記するものでございます。

この条例は、公布の日から施行する。

以上です。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

9番。

○9番（奥山幸子君） 実際に午後10時から翌朝まで使った例は過去にあるんですか。これからの需要はどうか。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） ずっと夜通しでということじゃなくて、1時間オーバーとか、朝1時間早目に使いたいというケースがあるので、それに対応するためということです。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第17、議案第29号 八丈町多目的ホール（集会施設）設置条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第18、議案第30号 八丈町温泉浴場条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（笹本重喜君） 次のページをお願いいたします。

議案第30号 八丈町温泉浴場条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成28年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。町営温泉施設ブルーポート・スパ ザ・BOONにおける温泉浴場使用料を引き下げ、利用者の経済的負担を軽減するとともに、施設の利用率の向上を図るため、本案を提出いたします。

次のページをお願いいたします。

八丈町温泉浴場条例の一部を改正する条例ということですが、皆様には前々から説明しているとおりでございますけれども、ザ・BOONの施設の有効利用を図り、顧客の増加を図ります。このため、現在700円である料金を500円に改定いたします。また、子供料金300円でしたが、これを200円に下げるとともに、今まで設定されていませんでした高齢者の方の料金、70歳以上を、これも子供料金に合わせて200円に引き下げます。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第18、議案第30号 八丈町温泉浴場条例

の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第19、議案第31号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、建設課主幹。

○建設課主幹（菊池 良君） 次のページをお願いいたします。

議案第31号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成28年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。町営中道団地H棟の建て替え、町営郡ヶ平団地の用途廃止及び子育て世帯の年齢要件拡大に伴い、条例を整備する必要があるので本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町営住宅条例の一部を改正する条例。

八丈町営住宅条例の一部を次のように改正するというので、今まで中学校3年生までのお子様のいる世帯を裁量世帯として、所得の基準を上げて、急激に家賃が上がらないようにしていましたが、それを3年間伸ばしまして、高校3年生程度の年齢までの子供さんがいる家庭まで裁量世帯として認めるということでございます。

それから、次の表は、三根地域の郡ヶ平団地を用途廃止しまして、この4月1日から供用開始するH棟を中道団地の項に加えるものです。そして、管理戸数を425に改めるものでございます。

附則。この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第19、議案第31号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第20、議案第32号 八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） ただいまの次になります。

議案第32号 八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成28年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を改正する必要があるので本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例ということで、内容につきましては、金融所得課税の一体化に伴う課税対象所得の範囲の見直しになります。

内容は、所得税及び住民税において、金融商品に係る損益通算範囲の拡大及び公社債等に対する課税方式が変更されることに伴い、これに準じて国民健康保険税の課税対象所得の範囲を見直すとともに、所要の規定の整備を行うものでございます。

施行日といたしまして、この条例は平成29年1月1日から施行する。ただし、「配当所得」という文言を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分については公布の日から施行するというところでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第20、議案第32号 八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第21、議案第33号 八丈町介護保険条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課高野課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） それでは、次のページをお願いいたします。

議案第33号 八丈町介護保険条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成28年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。介護認定審査会の円滑な運営を継続するために、委員の定数を増やす必要があるため、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、介護認定審査会を毎週1回開催しております。この中の審査会の委員の人数を増やすことで、医療、保健、福祉の各分野から過不足なく委員を確保することができ、介護保険申請件数が増えている状況の中、介護認定審査会の円滑な運営を継続していくことを目的に条例を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

1番。

○1番（沖山恵子君） すみません、今、認定審査会は2班つくって毎週ということは、交代交代でやっているというふうな認識をしているんですけども、その班を増やすということですか。それとも、審査会自体の定数を増やして、欠席する人がいても開けるようにするということですか。どちらか教えてください。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課高野課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） 現在3つの班に分けて審査会のほうを開催しております。1審査会に5名いらっしゃるわけなんですけれども、今、恵子議員が指摘されましたように、委員の方がいろいろ仕事等で出席できないという場合には、当然かわりの方をお願いしなきゃいけないということになるんですけども、そうしますと、やはり1人の方への負担が非常に大きくなるということもありますので、そういった審査会を円滑に進めるためにも、人数のほうをより多く確保したいというのが今回の目的でございます。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

1番。

○1番（沖山恵子君） 今、1班5名体制を例えば1班7名とかにすることになるわけですか。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課高野課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） 人数は5名のままで開催いたします。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第21、議案第33号 八丈町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第22、議案第34号 八丈町農業担い手育成研修センター設置条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、産業観光課長。

○産業観光課長（奥山 拓君） それでは、次をお願いいたします。

議案第34号 八丈町農業担い手育成研修センター設置条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成28年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。八丈町農業担い手育成研修センターの圃場の追加に伴い、条例を改正する必要があるため本案を提出いたします。

次のページをお願いいたします。

八丈町農業担い手育成研修センター設置条例の一部を改正する条例ということで、下のほうに第2条、第3条の変更がございます。第2条の下に表として挙げております。一番上がございます大賀郷7688番地3、これが今現在ございます西見の研修センター、そこに以下3項目を加えまして4施設になるということで、2番目の大賀郷8316番地1は南原赤石山に今後、施設圃場を拡大するものでございます。

また、その下、三根2500番地、これは八幡神社左手にあります町有地にフェニックス・ロベレニーの圃場がございます。その下大賀郷4343番1、これはフリージア畑、八形山奥、左のほうに100メートル進みました左手の町有地、そこにもフェニックス・ロベレニーの圃場がございます。この3つを追加するというものでございます。

また、この3条のほうにストロングハウスという言葉がございましたが、これは商品名であったため、耐風強化型パイプハウスに改めるというものでございますので、よろしく願いいたします。

附則。この条例は、平成28年4月1日から施行する。

よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） この大賀郷8316番地1、これは赤石山だよ。施設圃場になっているんだけど、入って右側の、昔、アシタバ畑があった場所でいいんだよ。規模はどれぐらいあるの。規模的にずっと、あのヤギのほうまで持っていくのかどうか、全然規模もわからない。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（奥山 拓君） その右手になります。それで、前にヤギの飼育場がございました、あそこより手前側から整備をします。それなので、ヤギのところで使いましたところは、サッカー場の駐車場用地になるということになってございます。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） これ、活用とか運用というのはどういう形で図っていくわけですか。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（奥山 拓君） 活用……

○議長（土屋 博君） 誰に利用させるか。

○産業観光課長（奥山 拓君） 研修センターの、今のところ3期生、平成29年度からの受け入れの拡大を増やすために、こちらに拡大するというものでございます。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） じゃ、それを修了した技能者が個人的に借りるわけですか。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（奥山 拓君） 担い手研修センターの研修生用の圃場となります。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 課長さ、担い手センター、いいことではあるんだけど、途中からやめたり、いろいろあるので、やるんだったら、しっかり何年間やっているわけだから、言葉ばかり格好よくて、中身はどうなっているのか、世間はわからない。途中でやめた方が何人かいるとか、そういうのを聞くと、何なのとなるから、やるからにはしっかりやってください。

○議長（土屋 博君） 要望でいいですか。

（奥山（博）議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第22、議案第34号 八丈町農業担い手育成研修センター設置条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。
-

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(土屋 博君) 続いて、日程第23、議案第35号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを上程いたします。

説明、総務課長。

- 総務課長(山越 整君) ただいまの次をお願いいたします。

議案第35号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

上記議案を提出する。

平成28年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。健全な財政運営の観点から、内部努力の一環として、組合議員定数の削減を行う。また、組合が処理する事務は、議員の公務災害に対する補償等であることから、組合の議員は構成団体の議長から選任することとするということで、次ページをお願いいたします。

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を改正する規約ということで、今説明をしたとおり、今までこの組合さんの構成メンバー、市町村長と議会の議長さんというので構成をされていたんですけれども、今回から、それぞれの区にお一人ずつ、それぞれ選出された議会の議長さんが構成員として構成しますよということで、合計5人の議長さんからこの組合の構成をしますという改正になります。

こちらは東京都知事の許可のあつてからの施行となりますので、許可の日は空欄ということになっております。よろしくをお願いいたします。

- 議長(土屋 博君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

- 議長(土屋 博君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第23、議案第35号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案どおり可決いたしました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第24、議案第36号 八重根漁港漁港区域内の公有水面埋立てについてを上程いたします。

説明、産業観光課長。

○産業観光課長(奥山 拓君) 書類番号の15番をお願いいたします。

議案第36号 八重根漁港漁港区域内の公有水面埋立てについて。

上記議案を提出する。

平成28年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。東京都八丈島八丈町大賀郷地先の八重根漁港漁港区域内公有水面埋立免許の出願に係る意見については、異議のない旨、八重根漁港漁港管理者東京都知事に答申したいので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により議会の議決を求めます。

次のページをお願いいたします。

八重根漁港漁港区域内の公有水面埋立てについて。

公有水面埋立法第3条第4項の規定により、東京都八丈島八丈町大賀郷地先の八重根漁港漁港区域内公有水面埋立免許の出願について東京都知事より意見を求められたので、これについて異議のない旨回答する。

平成28年3月1日、八丈町長、山下奉也。

最後のA3の写真付きの計画の概要をお願いいたします。

写真左が現在の八重根漁港となっております。右手に埋立計画がございます。一番上のほうに、八丈島漁協大賀郷支所というところがございます。そこから中の岸壁をずっと通りまして真ん中あたりに今回埋立計画のある岸壁がございます。ここの岸壁をあおがしま丸の

離発着のために埋立てて改修するというものになってございます。

現在の堤防に関しましては、横に約2.2メートル幅を広げます。また、高さは3.5メートルほど低くなるということで、あおがしま丸の離発着に対応するというものでございます。

計画のほうですが、平成27年度より埋立免許の申請をやってございます。工事着手が平成28年度から3年間、平成30年度で完了予定ということでございます。

また、平成27年度における漁協の総会において、漁業者の皆様の承諾は得てございますという報告を受けております。

以上で説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第24、議案第36号 八重根漁港漁港区域内の公有水面埋立については、原案どおり可決いたしました。

◎延会の宣告

○議長（土屋 博君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、本日は延会といたします。

次の会議は、3月30日水曜日午前9時より開議いたします。

本日はご苦労さまでした。

（午後 3時19分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年3月23日

議 長 土 屋 博

署 名 議 員 沖 山 恵 子

署 名 議 員 浅 沼 憲 春